

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和３年９月29日
【中間会計期間】	自 令和３年１月１日 至 令和３年６月30日
【会社名】	中国工商銀行股份有限公司 (Industrial and Commercial Bank of China Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役会会長兼業務執行取締役 陳 四 清 (Chen Siqing, Chairman of the Board of Directors and Executive Director)
【本店の所在の場所】	中華人民共和国 100140 北京市西城区復興門内大街55号 (55 Fuxingmennei Avenue, Xicheng District, Beijing 100140, PRC)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 伊 藤 徳 高
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所
【電話番号】	03-6438-5200
【事務連絡者氏名】	弁護士 谷 千 明
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所
【電話番号】	03-6438-5200
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

- (注) 1. 本書に記載の「香港ドル」は香港の法定通貨を、「人民元」は中華人民共和国の法定通貨を、「円」は日本の法定通貨を指す。本書において、便宜上、一定の人民元の金額は、1人民元 = 17.06円（2021年9月3日現在の株式会社三菱UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買取相場の仲値）により円に換算されている。
2. 当行の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終了する1年間である。
3. 本書中の表において記載されている計数は、単位未満の数値を原則として四捨五入しているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。
4. 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の語は以下の意味を有するものとする。

「ICBC」	中国工商銀行股份有限公司
「当行」または「当グループ」	中国工商銀行股份有限公司または中国工商銀行股份有限公司およびその子会社
「A株式」または「国内株式」	当行の株式資本における、上海証券取引所に上場され、人民元建てで取引されている1株当たり額面金額1.00人民元の国内株式
「資本管理規則」	2012年6月に公布された商業銀行資本管理規則（暫定）
「CBIRC」	中国銀行保険監督管理委員会（China Banking and Insurance Regulatory Commission）
「転換社債」	転換可能な社債
「CSRC」	中国証券監督管理委員会（China Securities Regulatory Commission）
「HKEX」	香港交易及結算所有限公司（香港交易所）（Hong Kong Exchanges and Clearing Limited）
「H株式」	当行の株式資本における、香港証券取引所メインボードに上場され、香港ドル建てで取引されている1株当たり額面金額1.00人民元の海外上場外資株
「香港上場規則」	香港証券取引所の有価証券上場規則
「匯金公司」	中央匯金投資有限責任公司（Central Huijin Investment Ltd.）
「IAS」	国際会計基準（International Accounting Standards）
「IFRS」	国際会計基準を構成する、国際会計基準審議会が公布した国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）
「日本の会計基準」	日本において一般に認められている会計原則
「MOF」または「財政部」	中華人民共和国財政部
「PBC」	中国人民銀行（The People's Bank of China）
「中国」	中華人民共和国
「中国会社法」	中華人民共和国会社法
「香港証券取引所」	香港聯合交易所有限公司（The Stock Exchange of Hong Kong Limited: SEHK）
「上海証券取引所」	上海証券交易所（Shanghai Stock Exchange: SSE）
「SSF」	全国社会保障基金理事会（National Council for Social Security Fund）
「国務院」	中国国務院

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

2021年 1 月 1 日から2021年 6 月30日までの 6 か月間（以下「当該半期」という。）中に、中国の会社制度、当行の定款に規定する制度および外国為替管理制度について異動はなかった。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

下記の財務データおよび指標は、IFRSに従って作成されており、別段に表示されない限り、当行およびその子会社の連結ベースの金額（人民幣建）である。

（単位：別段に表示されない限り、百万人民幣）

	6月30日現在 / 6月30日に終了した6か月間			12月31日現在 / 12月31日に終了した事業年度	
	2021年 (未監査)	2020年 (未監査)	2019年 (未監査)	2020年	2019年
営業収益	426,406	402,346	394,203	800,075	776,002
営業利益	206,868	188,965	207,869	390,822	389,269
当期純利益	164,509	149,796	168,690	317,685	313,361
親会社の株主に帰属する 当期純利益	163,473	148,790	167,931	315,906	312,224
非支配持分に帰属する 当期純利益	1,036	1,006	759	1,779	1,137
総資産額	35,136,284	33,112,010	29,990,476	33,345,058	30,109,436
株式資本	356,407	356,407	356,407	356,407	356,407
親会社の株主に帰属する 資本	3,029,890	2,730,866	2,413,376	2,893,502	2,676,186
1株当たり純資産 (人民幣) ⁽¹⁾	7.67	7.08	6.53	7.48	6.93
1株当たり利益					
- 基本的(人民幣)	0.46	0.42	0.47	0.86	0.86
- 希薄化後(人民幣)	0.46	0.42	0.47	0.86	0.86
営業活動による純キャッ シュ・フロー	377,546	1,873,733	907,293	1,557,616	481,240
投資活動による純キャッ シュ・フロー	(216,564)	(560,389)	(314,067)	(1,135,097)	(662,686)
財務活動による純キャッ シュ・フロー	40,260	(96,376)	138,375	(46,949)	112,874
現金及び現金同等物 期末残高	1,979,567	2,677,211	2,242,073	1,791,122	1,450,413
従業員数(人)	430,335	434,798	439,150	439,787	445,106
平均総資産利益率(%) ⁽²⁾	0.96*	0.95*	1.17*	1.00	1.08
加重平均株主資本利益率 (%) ⁽³⁾	11.90*	11.70*	14.41*	11.95	13.05
自己資本比率(%) ⁽⁴⁾	17.01	16.00	15.75	16.88	16.77
株主資本比率(%)	8.67	8.30	8.10	8.73	8.94

* 年率換算値

注

- (1) その他の資本性商品を控除した期末現在の親会社の株主に帰属する資本を、期末現在の普通株式総数で除して計算されている。
- (2) 当期純利益を、期首現在および期末現在の総資産の平均残高で除して計算されている。
- (3) CSRCが公布した「有価証券を公募する会社による情報開示の作成および提出に関する規則第9号—純資産利益率および一株当たり利益の計算および開示」（2010年改正）に従って計算されている。
- (4) 資本管理規則に従い計算されている。

2 【事業の内容】

当該半期中、当行の事業の内容に重要な変更はなかった。

3 【関係会社の状況】

親会社

当該半期中に重要な異動はなかった。

連結子会社および関連会社

当該半期中に重要な異動はなかった。

4 【従業員の状況】

2021年6月30日現在、当行の従業員は430,335人であった。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当該半期中に重要な変更はなかった。

2 【事業等のリスク】

当該半期中に重要な変更はなかった。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

損益計算書の分析

2021年上半期、当行は、手数料の引下げや利益譲歩などの方針要求を実施し、実体経済の発展を積極的に支援し、全体として安定した経営を維持した。当行の2021年上半期の純利益は、前年同期比9.8%増加して164,509百万人民元となった。平均総資産利益率は年率換算で0.96%、加重平均株主資本利益率は年率換算で11.90%となった。営業収益は6.0%増加して426,406百万人民元となった。うち、純受取利息は5.1%増加して336,293百万人民元、利息外収益は9.3%増加して90,113百万人民元となった。営業費用は8.0%増加して94,991百万人民元となり、費用対収益率は21.19%となった。資産に係る減損損失は0.7%減少して124,547百万人民元となった。法人所得税は10.1%増加して43,561百万人民元となった。

損益計算書の主要項目の増減

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2021年6月30日に 終了した 6か月間	2020年6月30日に 終了した 6か月間	増加/(減少)	増加率(%)
純受取利息	336,293	319,891	16,402	5.1
利息外収益	90,113	82,455	7,658	9.3
営業収益	426,406	402,346	24,060	6.0
控除：営業費用	94,991	87,925	7,066	8.0
控除：資産に係る減損損失	124,547	125,456	(909)	(0.7)
営業利益	206,868	188,965	17,903	9.5
関連会社および共同支配企業の利益に対する持分	1,202	386	816	211.4
税引前利益	208,070	189,351	18,719	9.9
控除：法人所得税	43,561	39,555	4,006	10.1
純利益	164,509	149,796	14,713	9.8
帰属先：				
親会社の株主	163,473	148,790	14,683	9.9
非支配持分	1,036	1,006	30	3.0

純受取利息

2021年上半期の純受取利息は、前年同期比16,402百万人民元（5.1%）増加して336,293百万人民元となった。これは主に、当行が投融資による実体経済への支援を強化したことによる有利子資産合計の増加によるものである。受取利息は20,670百万人民元（3.8%）増加して563,802百万人民元となり、支払利息は4,268百万人民元（1.9%）増加して227,509百万人民元となった。当行は引き続き実体経済に貢献するために利益を譲歩し、企業の資金調達コストの更なる低下を図った。純金利スプレッドおよび純金利マージンは年率換算で1.93%および2.12%となり、それぞれ前年同期比9 ベーシス・ポイントおよび8 ベーシス・ポイント低下した。

有利子資産の平均収益率および有利子負債の平均費用率

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2021年6月30日に終了した6か月間			2020年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	受取 / 支払利息	平均収益率 / 費用率 (%)	平均残高	受取 / 支払利息	平均収益率 / 費用率 (%)
資産						
顧客貸出金等	19,500,822	402,959	4.17	17,407,872	382,339	4.42
投資	7,799,336	127,855	3.31	6,776,476	118,487	3.52
中央銀行預け金 ⁽²⁾	2,882,674	20,917	1.46	2,870,026	20,927	1.47
銀行およびその他の金融機関預け金 ⁽³⁾	1,766,713	12,071	1.38	2,239,422	21,379	1.92
有利子資産合計	31,949,545	563,802	3.56	29,293,796	543,132	3.73
無利子資産	2,715,566			2,465,676		
資産に係る減損損失引当金	(565,002)			(485,382)		
資産合計	34,100,109			31,274,090		
負債						
預金	23,915,026	190,688	1.61	21,881,254	177,272	1.63
銀行およびその他の金融機関預り金 ⁽³⁾	3,148,297	21,838	1.40	3,284,237	29,723	1.82
発行社債	1,119,835	14,983	2.70	1,018,414	16,246	3.21
有利子負債合計	28,183,158	227,509	1.63	26,183,905	223,241	1.71
無利子負債	2,232,788			2,170,326		
負債合計	30,415,946			28,354,231		
純受取利息		336,293			319,891	
純金利スプレッド			1.93			2.02
純金利マージン			2.12			2.20

(注1) 有利子資産および有利子負債の平均残高は日次平均残高を示している。無利子資産、無利子負債および資産に係る減損損失引当金の平均残高は期首および期末現在の残高の平均を示している。

(注2) 中央銀行預け金には主に中央銀行法定預託準備金および中央銀行超過準備金が含まれる。

(注3) 銀行およびその他の金融機関預け金はリバース・レボ契約に係る金額を含む。銀行およびその他の金融機関預り金はレボ契約に係る金額を含む。

受取利息および支払利息の増減分析

(単位：百万人民元)

2021年6月30日に終了した6か月間と
2020年6月30日に終了した6か月間の比較

	増加/(減少)原因		
	金額	金利	純増/(減)
資産			
顧客貸出金等	42,201	(21,581)	20,620
投資	16,425	(7,057)	9,368
中央銀行預け金	132	(142)	(10)
銀行およびその他の金融機関預け金	(3,311)	(5,997)	(9,308)
受取利息の増減	55,447	(34,777)	20,670
負債			
預金	15,586	(2,170)	13,416
銀行およびその他の金融機関預り金	(1,045)	(6,840)	(7,885)
発行社債	1,313	(2,576)	(1,263)
支払利息の増減	15,854	(11,586)	4,268
純受取利息の増減	39,593	(23,191)	16,402

(注) 金額の増減は平均残高の増減により測定されており、金利の増減は平均金利の増減により測定されている。金額と金利の組み合わせによる増減は取引高による増減に割り当てられている。

受取利息

顧客貸出金等からの受取利息

顧客貸出金等からの受取利息は、前年同期比20,620百万人民元(5.4%)増加して402,959百万人民元となった。これは主に、顧客貸出金等の増加によるものである。

顧客貸出金等の平均収益率の満期別分析

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2021年6月30日に終了した6か月間			2020年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	受取利息	平均収益率(%)	平均残高	受取利息	平均収益率(%)
短期貸出金	4,006,321	69,190	3.48	3,821,335	74,451	3.92
中長期貸出金	15,494,501	333,769	4.34	13,586,537	307,888	4.56
顧客貸出金等合計	19,500,822	402,959	4.17	17,407,872	382,339	4.42

顧客貸出金等の平均収益率の事業分野別分析

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2021年6月30日に終了した6か月間			2020年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	受取利息	平均収益率(%)	平均残高	受取利息	平均収益率(%)
法人貸出金	10,528,639	211,775	4.06	9,170,420	198,996	4.36
割引手形	339,632	4,722	2.80	455,433	6,254	2.76
個人貸出金	7,225,440	169,404	4.73	6,400,354	153,227	4.81
海外事業	1,407,111	17,058	2.44	1,381,665	23,862	3.47
顧客貸出金等合計	19,500,822	402,959	4.17	17,407,872	382,339	4.42

投資からの受取利息

投資からの受取利息は、前年同期比9,368百万人民元（7.9％）増加して127,855百万人民元となった。これは主に、投資の増加によるものである。

銀行およびその他の金融機関預け金からの受取利息

銀行およびその他の金融機関預け金からの受取利息は、前年同期比9,308百万人民元（43.5％）減少して12,071百万人民元となった。これは主に、前年同期に比べて貸出資金規模および外貨収益率が縮小・低下したこと等の要因によるものである。

支払利息

預金の支払利息

預金の支払利息は、前年同期比13,416百万人民元（7.6％）増加して190,688百万人民元となった。これは主に、顧客預り金の規模が拡大したことによるものである。

預金の平均費用率の商品別分析

	2021年6月30日に終了した6か月間			(単位：百万人民元、％を除く。) 2020年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	支払利息	平均費用率 (％)	平均残高	支払利息	平均費用率 (％)
法人顧客預金						
定期	4,822,432	58,206	2.43	4,536,974	53,725	2.38
要求払	6,945,498	27,951	0.81	6,427,278	24,832	0.78
小計	11,767,930	86,157	1.48	10,964,252	78,557	1.44
個人顧客預金						
定期	6,136,842	90,529	2.97	5,613,283	81,222	2.91
要求払	5,015,748	8,795	0.35	4,382,010	8,560	0.39
小計	11,152,590	99,324	1.80	9,995,293	89,782	1.81
海外事業	994,506	5,207	1.06	921,709	8,933	1.95
預金合計	23,915,026	190,688	1.61	21,881,254	177,272	1.63

銀行およびその他の金融機関預り金の支払利息

銀行およびその他の金融機関預り金の支払利息は、前年同期比7,885百万人民元（26.5％）減少して21,838百万人民元となった。これは主に、市場金利水準、商品の満期・構造等の要因により借入コストが低下したことによるものである。

発行社債の支払利息

発行社債の支払利息は、前年同期比1,263百万人民元（7.8％）減少して14,983百万人民元となった。これは主に、国外組織が発行したCD（譲渡性預金）、金融債券および手形の金利が低下したことによるものである。

利息外収益

2021年上半期の当行の利息外収益は、前年同期比7,658百万人民币（9.3%）増加して90,113百万人民币となり、当行の営業収益に占める割合は21.1%となった。うち、純受取手数料等は385百万人民币（0.5%）増加して75,943百万人民币、その他の利息外収益は7,273百万人民币（105.5%）増加して14,170百万人民币となった。

2021年上半期の当行の純受取手数料等は、前年同期比385百万人民币（0.5%）増加して75,943百万人民币となった。決済・清算業務および現金管理による収益は、主に第三者支払業務による収益が増加したことにより、1,733百万人民币増加した。個人向け資産運用およびプライベート・バンキング・サービスによる収益は、主に代理個人基金業務、個人向け理財商品の販売手数料および投資管理費による収益が増加したことにより、1,080百万人民币増加した。資産保管業務による収益は、主に証券投資基金保管業務による収益が増加したことにより、492百万人民币増加した。投資銀行業務による収益は、主に財務アドバイザリーおよび証券化業務による通年の収益が増加したことにより、321百万人民币増加した。当行は、経営変革を堅持し、手数料の引下げや利益譲歩などの方針を実施したため、銀行カード業務、保証およびコミットメント業務、法人向け資産運用サービス等による収益は前年同期比減少となった。

純受取手数料等

	2021年 6 月30日に 終了した 6 か月間	2020年 6 月30日に 終了した 6 か月間	増加/ (減少)	増加率 (%)
決済・清算業務および現金管理	21,949	20,216	1,733	8.6
個人向け資産運用およびプライベート・ バンキング・サービス	16,354	15,274	1,080	7.1
投資銀行業務	15,117	14,796	321	2.2
銀行カード業務	8,020	9,957	(1,937)	(19.5)
保証およびコミットメント業務	7,256	7,672	(416)	(5.4)
法人向け資産運用サービス	7,238	7,622	(384)	(5.0)
資産保管業務	4,512	4,020	492	12.2
信託および代理サービス	1,196	1,057	139	13.2
その他	1,590	1,593	(3)	(0.2)
受取手数料等	83,232	82,207	1,025	1.2
控除：支払手数料等	7,289	6,649	640	9.6
純受取手数料等	75,943	75,558	385	0.5

その他の利息外関連利益

	(単位：百万人民元、%を除く。)			
	2021年6月30日に 終了した6か月間	2020年6月30日に 終了した6か月間	増加/ (減少)	増加率 (%)
トレーディング純収益（費用）	6,047	(1,635)	7,682	-
金融投資に係る純利得	2,952	7,987	(5,035)	(63.0)
その他の純営業収益	5,171	545	4,626	848.8
合計	14,170	6,897	7,273	105.5

その他の利息外関連利益は、前年同期比7,273百万人民元（105.5%）増加して14,170百万人民元となった。うち、トレーディング純収益の変動は、主にデリバティブ契約による収益が増加したことによるものである。金融投資に係る純利得の減少は、主に元本保証型理財投資による収益が減少したことによるものである。その他の純営業収益の増加は、主に外国為替および外国為替商品による純利益が増加したことによるものである。

営業費用

	(単位：百万人民元、%を除く。)			
	2021年6月30日に 終了した6か月間	2020年6月30日に 終了した6か月間	増加/ (減少)	増加率 (%)
人件費	60,179	54,938	5,241	9.5
固定資産費用	13,179	12,574	605	4.8
税金および追徴金	4,646	4,406	240	5.4
償却費	1,267	1,171	96	8.2
その他	15,720	14,836	884	6.0
合計	94,991	87,925	7,066	8.0

資産に係る減損損失

2021年上半期の当行の資産に係る減損損失は前年同期比909百万人民元（0.7%）減少して124,547百万人民元となった。うち、貸出金に係る減損損失は9,448百万人民元（8.5%）減少して102,257百万人民元となった。

法人所得税

法人所得税は、前年同期比4,006百万人民元（10.1%）増加して43,561百万人民元となった。実効法人所得税率は20.94%となった。

セグメント情報

事業セグメント情報の要約

	2021年6月30日に終了した6か月間		(単位：百万人民元、%を除く。) 2020年6月30日に終了した6か月間	
	金額	全体比 (%)	金額	全体比 (%)
営業収益	426,406	100.0	402,346	100.0
法人金融	205,969	48.3	200,773	49.9
個人金融	169,370	39.7	156,888	39.0
資金業務	48,889	11.5	42,476	10.6
その他	2,178	0.5	2,209	0.5
税引前利益	208,070	100.0	189,351	100.0
法人金融	72,846	35.0	77,613	41.0
個人金融	97,294	46.8	78,123	41.3
資金業務	37,627	18.1	34,301	18.1
その他	303	0.1	(686)	(0.4)

所在地別セグメント情報の要約

	2021年6月30日に終了した6か月間		(単位：百万人民元、%を除く。) 2020年6月30日に終了した6か月間	
	金額	全体比 (%)	金額	全体比 (%)
営業収益	426,406	100.0	402,346	100.0
本店	67,251	15.8	55,780	13.9
長江デルタ	68,536	16.1	66,464	16.5
珠江デルタ	53,468	12.5	51,869	12.9
環渤海地区	73,048	17.1	71,327	17.7
中部地区	52,666	12.4	49,843	12.4
西部地区	62,990	14.8	60,854	15.1
東北地区	14,630	3.4	15,610	3.9
海外その他	33,817	7.9	30,599	7.6
税引前利益	208,070	100.0	189,351	100.0
本店	19,123	9.2	19,503	10.3
長江デルタ	39,772	19.1	32,900	17.4
珠江デルタ	27,489	13.2	27,560	14.6
環渤海地区	39,277	18.9	36,250	19.1
中部地区	26,250	12.6	21,386	11.3
西部地区	31,891	15.3	29,897	15.8
東北地区	3,128	1.5	6,150	3.2
海外その他	21,140	10.2	15,705	8.3

貸借対照表の分析

2021年上半期、当行は、外部状況の複雑かつ厳しい展開および経営課題に対応するために、中国のマクロ経済政策、金融政策および規制要件を真摯に実施し、質の高い発展を重視して資産負債管理ツールを総合的に運用した。当行は、資産負債の総量と構成を調整し、資産負債のミックス構造、地域構造、満期構造および金利構造の動的バランス、最適化および調整を継続的に推進し、資産負債の資源配分の効率化をさらに進めた。

資産配分

2021年6月末現在の当行の総資産額は、前年末比1,791,226百万人民元（5.4%）増加して35,136,284百万人民元となった。うち、顧客貸出金等の合計（以下「貸出金合計」と総称する。）は1,372,459百万人民元（7.4%）増加して19,996,767百万人民元となり、投資は254,511百万人民元（3.0%）増加して8,845,650百万人民元となり、現金および中央銀行預け金は114,481百万人民元（3.2%）増加して3,652,276百万人民元となった。

	2021年6月30日現在		(単位：百万人民元、%を除く。) 2020年12月31日現在	
	金額	全体比 (%)	金額	全体比 (%)
顧客貸出金等合計	19,996,767	-	18,624,308	-
加算：未収利息	45,625	-	42,320	-
控除：償却原価で測定する 顧客貸出金等に係る減損損失引当金	590,101	-	530,300	-
顧客貸出金等（純額）	19,452,291	55.4	18,136,328	54.4
投資	8,845,650	25.2	8,591,139	25.8
現金および中央銀行 預け金	3,652,276	10.4	3,537,795	10.6
銀行およびその他の 金融機関預け金	1,018,469	2.9	1,081,897	3.2
リバース・レポ契約	1,014,726	2.9	739,288	2.2
その他	1,152,872	3.2	1,258,611	3.8
資産合計	35,136,284	100.0	33,345,058	100.0

貸出金

当行は、実体経済の発展への貢献を着実に進め、「両新一重」プロジェクト⁽¹⁾の建設を積極的に支援し、製造業、戦略的新興産業、インクルーシブ・ファイナンス、グリーン・ファイナンス、農村振興等の重点分野に対する与信を継続的に拡大した。2021年6月末現在の貸出金等合計は前年末比1,372,459百万人民元（7.4%）増加して19,996,767百万人民元となった。うち、国内支店における人民元建貸出金は、前年末比1,260,379百万人民元（7.5%）増加して18,065,597百万人民元となった。

（注1）「両新一重」とは、新型インフラ、新型都市化、交通・水利等の重要プロジェクトの建設をいう。

貸出金の事業分野別内訳

	2021年6月30日現在		(単位：百万人民元、%を除く。) 2020年12月31日現在	
	金額	全体比 (%)	金額	全体比 (%)
法人貸出金	12,098,255	60.5	11,102,733	59.6
短期法人貸出金	2,920,494	14.6	2,643,212	14.2
中長期法人貸出金	9,177,761	45.9	8,459,521	45.4
割引手形	322,709	1.6	406,296	2.2
個人貸出金	7,575,803	37.9	7,115,279	38.2
住宅ローン	6,033,415	30.2	5,728,315	30.8
個人向け消費ローン	182,189	0.9	183,716	0.9
個人向け事業ローン	657,204	3.3	521,638	2.8
クレジットカード貸越	702,995	3.5	681,610	3.7
合計	19,996,767	100.0	18,624,308	100.0

法人貸出金は、前年末比995,522百万人民元（9.0%）増加した。うち、短期法人貸出金は前年末比277,282百万人民元増加し、中長期法人貸出金は前年末比718,240百万人民元増加した。新規貸出は主に、新型都市化、交通運輸、製造業、消費のアップグレードサービス等の重点プロジェクトおよび主要・基幹企業に対して行われた。

個人貸出金は、前年末比460,524百万人民元（6.5%）増加した。うち、住宅ローンは305,100百万人民元増加し、個人向け事業ローンは135,566百万人民元増加した。個人向け事業ローンの増加は主に、「事業向けクイックローン」、「オンライン・リボルビング・ローン」などのオンラインのファイナンス商品やローン商品の増加によるものである。

投資

2021年6月末現在、投資は、前年末比254,511百万人民元（3.0%）増加して8,845,650百万人民元となった。うち、債券は、318,593百万人民元（4.0%）増加して8,372,786百万人民元となった。

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2021年6月30日現在		2020年12月31日現在	
	金額	全体比 (%)	金額	全体比 (%)
債券	8,372,786	94.7	8,054,193	93.8
資本性金融商品	179,813	2.0	175,698	2.0
ファンドその他 ⁽¹⁾	186,468	2.1	262,800	3.1
未収利息	106,583	1.2	98,448	1.1
合計	8,845,650	100.0	8,591,139	100.0

(注1) 当行が元本保証型理財商品を発行して調達した資金により投資した資産を含む。

債券投資の発行体別内訳

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2021年6月30日現在		2020年12月31日現在	
	金額	全体比 (%)	金額	全体比 (%)
政府債券	5,864,453	70.0	5,737,368	71.2
中央銀行債券	46,634	0.6	32,072	0.4
政策銀行債券	756,949	9.0	725,625	9.0
その他の債券	1,704,750	20.4	1,559,128	19.4
合計	8,372,786	100.0	8,054,193	100.0

発行体別の内訳では、前年末比で、政府債券は127,085百万人民元（2.2%）増加、中央銀行債券は14,562百万人民元（45.4%）増加、政策銀行債券は31,324百万人民元（4.3%）増加、その他の債券は145,622百万人民元（9.3%）増加となった。

債券投資の残存期間別内訳

(単位：百万人民元、%を除く。)

残存期間	2021年6月30日現在		2020年12月31日現在	
	金額	全体比 (%)	金額	全体比 (%)
無期 ⁽¹⁾	39	0.0	35	0.0
3か月未満	572,664	6.8	495,137	6.1
3 - 12か月	902,274	10.8	978,923	12.2
1年 - 5年	3,614,318	43.2	3,493,342	43.4
5年超	3,283,491	39.2	3,086,756	38.3
合計	8,372,786	100.0	8,054,193	100.0

(注1) 延滞債券を指す。

債券投資の通貨別内訳

	2021年 6 月30日現在		(単位：百万人民元、%を除く。) 2020年12月31日現在	
	金額	全体比 (%)	金額	全体比 (%)
人民元建債券	7,622,905	91.1	7,388,349	91.8
米ドル建債券	505,067	6.0	436,381	5.4
その他の外貨建債券	244,814	2.9	229,463	2.8
合計	8,372,786	100.0	8,054,193	100.0

通貨別の内訳では、前年末比で人民元建債券が234,556百万人民元（3.2%）増加し、米ドル建債券が68,686百万人民元（15.7%）相当額増加し、その他の外貨建債券が15,351百万人民元（6.7%）相当額増加した。本報告対象期間中、当行は、外貨建債券投資ポートフォリオの内容を改善し、その他の外貨建債券への投資を適度に増やした。

投資の測定方法別内訳

	2021年 6 月30日現在		(単位：百万人民元、%を除く。) 2020年12月31日現在	
	金額	全体比 (%)	金額	全体比 (%)
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融投資	701,972	7.9	784,483	9.1
その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融投資	1,609,127	18.2	1,540,988	17.9
償却原価で測定 する金融投資	6,534,551	73.9	6,265,668	73.0
合計	8,845,650	100.0	8,591,139	100.0

2021年 6 月末現在の当グループの保有する金融債券⁽¹⁾は1,702,970百万人民元となった。うち、政策銀行債券は756,949百万人民元、銀行および銀行以外の金融機関が発行した債券は946,021百万人民元となり、金融債券全体に占める割合は、それぞれ44.4%、55.6%となった。

（注1）金融債券とは、金融機関が債券市場で発行した負債性証券をいい、政策銀行、銀行および銀行以外の金融機関が発行した証券を含むが、再編に伴う負債性証券および中央銀行債券は除く。

当行が保有する金融債券上位10本

債券名	額面金額	年利(%)	満期日	(単位：百万人民元、%を除く。)	
				減損損失 引当金 ⁽¹⁾	
2015年政策銀行債券	20,700	4.21	2025年4月13日	-	
2020年政策銀行債券	19,469	3.23	2030年3月23日	-	
2020年政策銀行債券	18,424	2.96	2030年4月17日	-	
2019年政策銀行債券	17,667	3.45	2029年9月20日	-	
2019年政策銀行債券	17,075	3.48	2029年1月8日	-	
2015年政策銀行債券	16,250	4.29	2025年4月7日	-	
2020年政策銀行債券	15,159	3.79	2030年10月26日	-	
2020年政策銀行債券	14,292	3.70	2030年10月20日	-	
2015年政策銀行債券	13,435	3.81	2025年2月5日	-	
2020年政策銀行債券	12,907	3.74	2030年11月16日	-	

(注1) 予想信用損失モデルに従って計上されたステージ1の減損損失引当金を除く。

リバース・レポ契約

リバース・レポ契約は、前年末比275,438百万人民元(37.3%)増加して1,014,726百万人民元となった。これは主に、当行が2021年上半期における資金の変化状況に基づいて資金運用戦略および満期構造を適切に調整し、市場への貸出金額を増加したことによるものである。

負債

2021年6月末現在の当行の総負債額は、前年末比1,653,934百万人民元(5.4%)増加して32,089,477百万人民元となった。

	2021年6月30日現在		(単位：百万人民元、%を除く。)	
	金額	全体比 (%)	2020年12月31日現在 金額	全体比 (%)
顧客預り金	26,602,333	82.9	25,134,726	82.6
銀行およびその他の 金融機関預り金	2,977,531	9.3	2,784,259	9.1
レポ契約	299,476	0.9	293,434	1.0
発行社債	781,671	2.4	798,127	2.6
その他	1,428,466	4.5	1,424,997	4.7
負債合計	32,089,477	100.0	30,435,543	100.0

顧客預り金

顧客預り金は、当行の主要な資金源である。2021年6月末現在の顧客預り金残高は、前年末比1,467,607百万人民元(5.8%)増加して26,602,333百万人民元となった。顧客別では、法人顧客預金残高は569,809百万人民元(4.4%)増加し、個人顧客預金残高は826,624百万人民元(7.1%)増加した。満期別では、定期預金残高は791,437百万人民元(6.6%)増加し、要求払預金残高は604,996百万人民元(4.8%)増加した。通貨別では、人民元建預金残高は1,281,656百万人民元(5.4%)増加して24,853,648百万人民元となり、外貨建預金残高は185,951百万人民元(11.9%)増加して1,748,685百万人民元相当額となった。

顧客預り金の事業分野別内訳

	2021年 6月30日現在		(単位：百万人民元、%を除く。) 2020年12月31日現在	
	金額	全体比 (%)	金額	全体比 (%)
法人顧客預金				
定期	5,613,136	21.1	5,489,700	21.8
要求払	7,901,533	29.7	7,455,160	29.7
小計	13,514,669	50.8	12,944,860	51.5
個人顧客預金				
定期	7,131,930	26.8	6,463,929	25.7
要求払	5,355,230	20.1	5,196,607	20.7
小計	12,487,160	46.9	11,660,536	46.4
その他の預金⁽¹⁾	290,810	1.1	261,389	1.0
未収利息	309,694	1.2	267,941	1.1
合計	26,602,333	100.0	25,134,726	100.0

(注1) 仕向送金および未払送金を含む。

顧客預り金の地域別内訳

	2021年 6月30日現在		(単位：百万人民元、%を除く。) 2020年12月31日現在	
	金額	全体比 (%)	金額	全体比 (%)
本店	36,211	0.1	42,611	0.2
長江デルタ	5,468,974	20.6	5,057,963	20.0
珠江デルタ	3,591,371	13.5	3,335,179	13.3
環渤海地区	6,815,758	25.6	6,733,969	26.8
中部地区	3,882,693	14.6	3,608,490	14.4
西部地区	4,350,567	16.4	4,072,459	16.2
東北地区	1,414,604	5.3	1,308,155	5.2
海外その他	1,042,155	3.9	975,900	3.9
合計	26,602,333	100.0	25,134,726	100.0

自己資本比率およびレバレッジ比率

当行は、資本管理規則に従いすべてのレベルでの自己資本比率を算定した。規制当局によって承認された先進的自己資本管理手法の導入範囲に従って、法人向け信用リスクに基礎内部格付手法（IRB）、個人向け信用リスクにIRB手法、市場リスクに内部モデル方式（IMA）、オペレーショナル・リスクに標準的手法を採用し、規制要件を充足した。IRB手法の対象外の信用リスクについては加重手法を採用し、IMAの対象外の市場リスクについては標準的手法を採用した。

当グループおよび親会社の自己資本比率算出結果

	2021年6月30日現在		(単位：百万人民元、%を除く。)	
	グループ	親会社	2020年12月31日現在 グループ	親会社
コアTier 1 資本（純額）	2,719,742	2,457,490	2,653,002	2,404,030
Tier 1 資本（純額）	3,009,641	2,729,057	2,872,792	2,605,594
自己資本の額（純額）	3,584,153	3,287,748	3,396,186	3,114,878
コアTier 1 自己資本比率（%）	12.90	12.80	13.18	13.14
Tier 1 自己資本比率（%）	14.28	14.21	14.28	14.24
自己資本比率（%）	17.01	17.12	16.88	17.02

2021年6月末現在のコアTier 1 自己資本比率、Tier 1 自己資本比率および自己資本比率は、それぞれ12.90%、14.28%および17.01%となり、いずれも規制要件を満たしている。

自己資本比率

	(単位：百万人民元、%を除く。)	
	2021年6月30日現在	2020年12月31日現在
コアTier 1 資本	2,735,240	2,669,055
払込資本	356,407	356,407
資本準備金の有効部分	148,534	148,534
利益準備金	322,933	322,692
一般準備金	339,678	339,486
利益剰余金	1,576,014	1,508,562
非支配持分の有効部分	4,028	3,552
その他	(12,354)	(10,178)
コアTier 1 資本控除	15,498	16,053
のれん	7,914	8,107
土地使用権以外のその他無形資産	3,796	4,582
貸借対照表上公正価値評価されていないヘッジ項目に関するキャッシュフロー・ヘッジ準備金	(4,192)	(4,616)
非連結の金融機関によって発行されたコアTier 1 資本商品に対する投資	7,980	7,980
コアTier 1 資本（純額）	2,719,742	2,653,002
その他Tier 1 資本	289,899	219,790
その他Tier 1 資本商品および関連プレミアム	289,135	219,143
非支配持分の有効部分	764	647
Tier 1 資本（純額）	3,009,641	2,872,792
Tier 2 資本	574,512	523,394
Tier 2 資本商品の有効部分および関連プレミアム	361,131	351,568
貸出金減損の超過引当金	212,134	170,712
非支配持分の有効部分	1,247	1,114
自己資本の額（純額）	3,584,153	3,396,186
リスクアセット⁽¹⁾	21,076,877	20,124,139
コアTier 1 自己資本比率（%）	12.90	13.18
Tier 1 自己資本比率（%）	14.28	14.28
自己資本比率（%）	17.01	16.88

（注1）リスクアセットは、資本フロアおよび調整を考慮した後のリスク加重資産を表している。

リスクアセット

	2021年6月30日 現在	(単位：百万人民元) 2020年12月31日 現在
信用リスクアセット	19,501,281	18,535,324
内部格付手法の対象部分	13,234,336	12,279,663
内部格付手法の対象外部分	6,266,945	6,255,661
市場リスクアセット	161,565	174,784
内部モデル方式の対象部分	70,164	94,238
内部モデル方式の対象外部分	91,401	80,546
オペレーショナル・リスクアセット	1,414,031	1,414,031
合計	21,076,877	20,124,139

レバレッジ比率

	2021年6月30日 現在	2021年3月31日 現在	(単位：百万人民元、%を除く。) 2020年12月31日 現在	2020年9月30日 現在
Tier 1 資本（純額）	3,009,641	2,956,971	2,872,792	2,786,578
貸借対照表計上・非計上資産の 調整後残高	37,370,525	36,423,221	35,300,338	35,490,453
レバレッジ比率	8.05%	8.12%	8.14%	7.85%

資本管理規則に従って開示された情報

自己資本比率

自己資本比率算出の範囲

自己資本比率算出の範囲は、資本管理規則に定められているとおり、当行および当行が直接または間接に投資するすべての適格な金融機関とする。

信用リスク

信用リスク・エクスポージャー

	2021年6月30日現在		(単位：百万人民元) 2020年12月31日現在	
	内部格付手法 の対象部分	内部格付手法 の対象外部分	内部格付手法 の対象部分	内部格付手法 の対象外部分
企業	11,929,944	1,375,582	10,942,603	1,400,916
政府系	-	7,218,061	-	7,019,844
金融機関	-	3,900,121	-	3,472,859
個人向け	7,438,407	553,662	6,984,921	507,002
株式	-	172,767	-	176,993
証券化資産	-	100,984	-	97,887
その他	-	5,435,597	-	5,359,568
総リスク・エクスポージャー	19,368,351	18,756,774	17,927,524	18,035,069

市場リスク

市場リスクに対する自己資本要件

リスク種類	(単位：百万人民元)	
	2021年6月30日 現在	2020年12月31日 現在
内部モデル方式の対象部分	5,613	7,539
内部モデル方式の対象外部分	7,312	6,444
金利リスク	3,980	3,405
コモディティ・リスク	3,294	3,015
オプション・リスク	38	24
合計	12,925	13,983

(注) 規制当局によって承認された先進的自己資本管理手法の導入範囲に従って、当行の市場リスクに対する内部モデル方式は、当グループの為替リスク、親会社およびICBC（カナダ）の一般金利リスクならびに親会社のコモディティ・リスクを対象としている。内部モデル方式の対象外の部分は、標準的手法によって測定される。

当行は、内部モデル方式による自己資本比率測定に用いるバリュー・アット・リスク（VaR）の測定に、ヒストリカル・シミュレーション法（99%信頼区間、保有期間10日間および過去250日間のデータを使用）を採用した。

バリュー・アット・リスク（VaR）

	2021年6月30日に終了した 6か月間				2020年6月30日に終了した 6か月間			
	期末	平均	最大	最小	期末	平均	最大	最小
VaR	596	651	839	497	1,492	1,703	2,107	1,394
金利リスク	307	547	811	254	374	201	430	92
為替リスク	418	486	913	235	1,321	1,666	1,996	1,321
コモディティ・リスク	197	258	503	93	142	122	261	40
ストレス時VaR	1,227	900	1,396	587	1,492	1,716	2,107	1,394
金利リスク	747	669	811	467	374	262	430	153
為替リスク	1,019	782	1,206	394	1,329	1,752	2,082	1,329
コモディティ・リスク	281	285	503	153	142	124	261	38

オペレーショナル・リスク

当行は、オペレーショナル・リスクに対する自己資本要件の測定に、標準的手法を採用した。2021年6月末現在のオペレーショナル・リスクに対する自己資本要件の額は113,122百万人民元であった。

銀行勘定における株式リスク

株式の種類	2021年6月30日現在			2020年12月31日現在		
	上場株式投資の リスク・ エクスポ ージャー ⁽¹⁾	非上場株式 投資のリスク・ エクスポ ージャー ⁽¹⁾	未実現潜在的 利益 (損失) ⁽²⁾	上場株式投資の リスク・ エクスポ ージャー ⁽¹⁾	非上場株式 投資のリスク・ エクスポ ージャー ⁽¹⁾	未実現潜在的 利益 (損失) ⁽²⁾
金融機関	29,057	15,756	10,673	28,675	15,423	9,025
企業	15,792	119,456	(3,271)	12,686	126,595	(2,709)
合計	44,849	135,212	7,402	41,361	142,018	6,316

(注1) 上場株式投資は、上場会社株式に対する投資を指し、非上場株式投資は、非上場会社株式に対する投資を指す。

(注2) 未実現潜在的利益(損失)とは、貸借対照表上は認識されているが、損益計算書上は認識されていない未実現利益(損失)を指す。

(2) 財政状態

上記「3-(1) 経営成績の状況」を参照のこと。

(3) キャッシュ・フローの状況

当半期の営業活動による純キャッシュ・フローは、前年同期が1,873,733百万人民元のインフローであったのに対し、377,546百万人民元のインフローとなった。当半期の投資活動による純キャッシュ・フローは、前年同期が560,389百万人民元のアウトフローであったのに対し、216,564百万人民元のアウトフローとなった。当半期の財務活動による純キャッシュ・フローは、前年同期が96,376百万人民元のアウトフローであったのに対し、40,260百万人民元のインフローとなった。

2021年6月30日現在の現金および現金同等物残高は1,979,567百万人民元となり、2020年6月30日現在の2,677,211百万人民元から減少した。

(4) 生産、受注及び販売の状況

上記「3-(1) 経営成績の状況」および下記「3-(5) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(5) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

2021年は中国共産党創立100周年の記念すべき年である。第1の100年目標(中国共産党建党100年)から第2の100年目標(中華人民共和国建国100年)へと進む歴史的合流点において、当行は、「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」の指導の下、安定を確保しつつ進歩を追求するという原則を堅持し、中国共産党中央委員会と国務院の決定を全面的に実施した。当行は、新たな発展段階に焦点を当て、新たな発展理念に基づいて行動し、新たな発展モデルに貢献し、質の高い発展の促進に努めた。当行は、「48字」ガイドラインに沿って、新たな発展計画の実施を進めるために着実な手段を講じ、経営の安定成長の堅調な勢いを維持し、前年同期を上回る、予想以上の半期業績を達成した。

経営指標において、安定性の基盤がさらに強化されている。2021年上半年、当グループの営業収益は前年同期比6.0%増加して4,264億人民元、引当金計上前利益は前年同期比5.7%増加して3,326億人民元、純利益は前年同期比9.8%増加して1,645億人民元となった。当グループの不良債権比率は前年末比0.04パーセント・ポイント低下して1.54%、不良債権に対する引当金は前年末比11.29パーセント・ポイント上昇して191.97%、自己資本比率は前年末比0.13パーセント・ポイント上昇して17.01%となった。平均総資産利益率および加重平均株主資本利益率はいずれも、前年同期を上回った。かかる主要指標の堅調な改善は、前年のベース効果の影響を受けたことと質の高い発展を促進させる取組みを続けたことによるものである。

実体経済への貢献において、より大きな進展がみられる。当行は、新たな発展モデルへの貢献に焦点を当て、「六穩（6つの安定）」と「六保（6つの維持）」のための支援を強化した。当行は、投融資総量の増加、的確なプロジェクトへの資金提供、手数料の引下げや利益譲歩などの方針を積極的に実施した。2021年上半年、国内支店による新規の人民元建貸出は、前年同期比1,644億人民元増加して1.26兆人民元となった。債券投資の純増加は3,186億人民元となり、また、当行が引受主幹事を務めた非金融企業債券の金額は市場トップとなった。新規貸出の主な貸出先は、実体経済の重点分野と弱点分野であった。プロジェクトローンは9.0%増加し、主な貸出先は第14次5カ年計画の主要プロジェクトやその他弱点分野に関するプロジェクトであった。主に国が支援するハイテク分野に対する貸出残高は1兆人民元を上回った。当行は、初の「カーボンニュートラル」債の販売を開始し、炭素排出権を担保にした初の融資を実行し、グリーンローン残高は2兆人民元を上回った。中長期貸出金等、製造業に対する貸出の割合は引き続き上昇した。小規模・零細企業に対するインクルーシブ・ローンは、年初比40.4%増加した。うち新規借入人の人数は前年同期比40%超増加し、新規インクルーシブ・ローンの平均金利はさらに低下した。当行は総力を挙げて農村振興に取り組み、「工銀興農通（ICBC Xingnongtong）」ブランドを市場に投入し、農業関連の貸出残高は2.5兆人民元を超えた。不動産ローンの安定した貸出と、貸出金合計に対する割合の低下により、規制要件は充足された。

リスク管理において、堅調さを維持した。当行は、発展と安全のバランスを取りながら、管理のデジタル化およびインテリジェント化を強化して全社的リスク管理体制の構築を進め、既存・新規貸出のリスク、そして従来型・非従来型のリスクの予防・低減に努めた。当行は、国内全支店において新しい与信承認規則を実施し、信用資産の質を確保するための臨時的措置および永久的措置を導入した。これにより、延滞貸出金の割合と金額、缺状差その他の指標は引き続き改善された。当行は、リスクに対する責任の特定と説明責任のメカニズムを十分に整備し、内部統制と問題発生防止を強化した。当行は、気候リスクやモデルリスクなどの新たなリスクの管理・抑制を強化し、グローバル金融市場の変動に積極的に対応したことにより、リスクを全体的に管理することができた。資本節約の理念を堅持したことで、当グループのリスクアセットの増加率は、貸出金および資産の増加率よりも低かった。当行は、人員と経営の安全の維持に効果的な措置を講じて、パンデミック（感染症の世界的流行）の拡大防止・管理、洪水予防、災害救援活動等の取組みを堅実かつ綿密に行った。

変革と革新において、新たな勢いが増している。当行は、第14次5カ年計画および2035年までの長期目標に従い、発展計画の次の段階を策定・実施し、当行の長所を生かして弱点を補い、基礎を強化し、新たな発展モデルへの貢献の取組みを続け、質の高い発展を促進した。個人金融、外国為替業務、重点分野、都市部・農村部連携発展戦略において新たな成果を上げ、多数の新しい成長ポイントが急速に実を結んだ。各組織をつなぐグローバルネットワークの整備が進み、パナマ支店が正式に営業を開始し、人民元の国際化が着実かつ慎重に進められ、ウェルスマネジメント事業の合併会社の設立が認可された。当行は、データ、シナリオ、エコロジーな発展などの分野に焦点を当て、科学技術を備えた銀行となるべく電子化を強化し、e-CNY（電子人民元）業務の革新的なパイロットプログラムを開始した。当行は、行政サービスおよび国民の福祉などの分野について、行政・ビジネス・消費（GBC）の連携を深めた。当行は、国民の「緊急の必要性・困難・心配・期待」に焦点を当て、より利用しやすく好適な金融サービスを提供した。2021年6月末現在、当行の個人顧客総数は690百万件、法人顧客総数は9.20百万件超となった。零細、小規模、中規模および大規模企業の協調的発展という顧客体制は、継続的に改善された。

4 【経営上の重要な契約等】

本報告対象期間中、当行は重要な資産の取得、売却および合併を行わなかった。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当該半期中に重要な変更はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

(2021年6月30日現在)

授權株数(1)	発行済株式総数	未発行株式数 ⁽¹⁾
-	357,741,257,089株 ⁽²⁾	-

注

(1) 中国会社法は、授權株式の制度を定めていない。

(2) A株式269,612,212,539株、H株式86,794,044,550株、国外優先株式185,000,000株および国内優先株式1,150,000,000株で構成されている。

【発行済株式】

(2021年6月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面1.00人民元	普通株式	356,406,257,089株	A株式：上海証券取引所 H株式：香港証券取引所 メインボード	該当事項なし
記名式額面100人民元	優先株式	1,335,000,000株	国外優先株式：香港証券取引所 国内優先株式：上海証券取引所	下記「優先株式 についての特 則」を参照

優先株式についての特則

ユーロ国外優先株式

(1) 優先株式の管理

法律、行政法規、省令、当行株式の上場地の証券規制当局の規則および当行の定款において別段の規定のない限り、優先株主の権利および義務ならびに優先株式の管理は、当行の定款の普通株式に関する規則に準拠する。

(2) 優先株式の発行規模の制限

当行が発行する優先株式の数は、当該時点で発行されている普通株式の総数の50%を超えず、かつ、優先株式の発行により調達される資本金は、当行の当該発行前の純資産の50%を超えないものとする（ただし、償還または転換済みの優先株式を除く。）。

(3) 強制転換

商業銀行の資本規制についての関連規則に従い、当行は、優先株式の普通株式への強制転換を規律する条件を定めることができる。特定の転換事由が生じた場合に、当行は優先株式の発行時に定めた転換価格および換価額により優先株式を普通株式に転換する。優先株式の普通株式への強制転換をする場合、当行は、国务院の銀行業規制当局にこれを報告し、その承認を得るものとする。

(4) プット・オプション（取得請求権）および償還

優先株主は、当行が発行する優先株式を売り戻すことができない。当行は、優先株式の募集完了の5年後から、国务院の銀行業規制当局の承認を得ることを条件に、また、関連要件を遵守して、優先株式の全部または一部を償還することができる。優先株式の償還期間は、優先株式の発行時に定めた償還開始日に開始し、全優先株式の償還または転換の完了日に終了する。優先株式の償還に伴い発行済優先株式の総数が減少する。

当行による優先株式償還権の行使は、以下のいずれかの条件が充足されていることを前提とする。

- ・ 当行は、償還する優先株式について同様またはそれ以上の内容の資本への借換えを行い、当該借換えは、当行の収益力が持続可能であることを前提に実施されること。
- ・ 償還後も引き続き当行の自己資本比率がCBIRCの自己資本要件を十分に超えること。

国内優先株式の償還価格は、額面金額相当額に、配当宣言されたが当該配当期間について未払いの金額を加算した金額とする。

国外優先株式の償還価格は、発行価格相当額に、配当宣言されたが当該配当期間について未払いの金額を加算した金額とする。

(5) 優先株主の権利

当行の優先株主は、以下についての権利を有する。

- ・ 株主に対する配当の支払いに優先して配当を受ける権利
- ・ 清算に伴う当行の残余資産について、普通株主の権利に優先して分配を受ける権利
- ・ 当行の定款に定める事由の発生に伴い、当行の株主総会に出席し議決権を行使する権利
- ・ 当行の定款に定める事由の発生に伴い、当行の定款の要件に従い議決権を復活させる権利
- ・ 当行の事業運営を監督し、提案または質問を提起する権利
- ・ 当行の特定の書類すなわち当行の定款、株主名簿、社債権者名簿、株主総会議事録、取締役会決議、監査役会決議および財務報告書を検査する権利
- ・ その他法律、行政法規、規則および当行の定款により優先株主に付与される権利

(6) 議決権の算定

以下に関する決議の採択には、普通株式による投票および議決権が復活した優先株式による投票のみを算入する。

- ・ 臨時株主総会の招集請求
- ・ 株主総会の招集および主宰
- ・ 株主総会に対する議案の提出
- ・ 取締役、株主代表者の監査役および外部監査役の指名
- ・ 当行の定款に定義される「支配株主」の特定
- ・ 当行の定款に定める、当行の独立取締役になることができない者の決定
- ・ 中国証券法に従い、当行の主要株主10名およびその保有株式数ならびに当行株式の5%以上を保有する株主の特定
- ・ その他法律、行政法規、規則および当行の定款において規定される事項

(7) 議決権の制限

以下に関する決議の採択の場合でない限り、優先株式は、優先株主に対して当行の株主総会に出席し、議決権を行使する権利を付与しない。

- ・ 優先株式に関する当行の定款の変更
- ・ 当行の登録資本金の10%（個別であるか合計であるかは問わない。）を超える減少
- ・ 合併、分割、解散または当行の企業形態の変更
- ・ 優先株式の発行
- ・ その他当行の定款に定める優先株主の権利を変更または廃止する事由

上記に関する決議が採択される場合、優先株主に対する株主総会の招集通知は、当行の定款に定める普通株主に適用される通知手続に従いなされるものとする。優先株主は、上記の事項について別途種類株主総会において議決権を行使する権利を有し、優先株式1株につき1議決権とする（当行が優先株式を保有する場合であっても、当行は議決権を行使する権利を認められない。）。

上記に関する決議は、当該株主総会に出席した普通株主（議決権が復活した優先株主を含む。）が保有する議決権の3分の2を超える場合および優先株主（議決権が復活した優先株主を除く。）が保有する議決権の3分の2を超える場合に可決される。株主総会が優先株式の発行に関する事項について招集される場合、当行は、株主に対してオンライン投票を認めるものとする。

(8) 議決権の復権

当行が、優先株主に対して、合計3年間または連続2年間にわたり所定の配当をしない場合、当該年度について無配当とする提案を株主総会が承認した日の翌日から、優先株主は、株主総会に出席し議決権を（普通株主と共に）行使することができる。

優先株式について、配当は累積せず、当行が当該年度について所定の配当が全額支払われるまで議決権が一時的に復活する。

優先株式の議決権は、以下の算式に基づき算定する。

- ・ 議決権が復活した国外優先株式について、議決権の算式は以下の通りとする。

$R^* = W^*/S^* \times \text{算定用為替レート}$ 。議決権の端数は直近の整数に切り捨てる。

上記算式において「 R^* 」は、各国外優先株主の国外優先株式から復活できるH株式の議決権を示し、「 W^* 」は、各国外優先株主が保有する国外優先株式の金額を示し、「 S^* 」は、国外優先株式発行計画についての取締役会決議の発表日前20取引日間の当行H株式の平均取引価格を示し、「算定用為替レート」は、国外優先株式発行計画についての取締役会決議の発表日直前の取引日に中国外貨取引センターが発表する人民元セントラル・パリティ・レート（Central Parity Rate）に基づく香港ドルと当該国外優先株式の通貨のクロスレートを示す。

- ・ 議決権が復活した国内優先株式について、議決権の算式は以下の通りとする。

$R = W/S$ 。議決権の端数は直近の整数に切り捨てる。

上記算式において「 R 」は、各国内優先株主の国内優先株式から復活できるA株式の議決権を示し、「 W 」は、各国内優先株主が保有する国内優先株式の額面金額を示し、「 S 」は、国内優先株式発行計画についての取締役会決議の公告日前20取引日間の当行A株式の平均取引価格を示す。

(9) 利益配当の優先順位

当行が発行する優先株式の発行済優先株式の利率は、基準金利に固定金利の金利差を加えたものとし、異なる期間について調整されうる。当該利率は、優先株式発行後の特定期間については調整をしないが、その後、基準金利は5年に1回調整される。利率は、当該各期間中変更されない。

優先株式は、配当において普通株式に優先する。優先株主は、所定のクーポンレートおよび支払条件に従い配当を受ける権利を有する。当行は、優先株主に対する配当を現金で支払う。また、当行が優先株主に対し所定の配当を宣言せず、かつ株主総会の決定する任意利益積立金への積立てをしない場合、当行は普通株主に対する分配をしてはならない。

当行の中核的自己資本（tier 1）を補強するために発行される優先株式の株主は、配当がクーポンレートで支払われた場合には、これに加えて当行の利益の分配を受けることができない。商業銀行の資本規制に基づく関連規則により、当行は当該優先株式についての配当の支払いの全部または一部を取り消す権利を有し、これは債務不履行事由に該当しないものとする。優先株主に対する配当の未払金額は、翌配当年度に累積されない。

(10) 残余資産分配の優先順位

当行が解散または破産および清算される場合、法律、行政法規、規則および当行の定款に従いなされた清算後の当行の残余資産は、まず優先株主に分配される。優先株主は、発行済みかつ社外優先株式の額面金額総額相当額に、配当宣言されたが当該配当期間について未払いの金額を加算した金額を受けることができる。残余資産が十分でない場合、国内優先株主と国外優先株主に対し、比例配分して分配される。

米ドル国外優先株式

(1) 発行される優先株式の種類

中国国外市場で当行が発行する優先株式の種類は、中華人民共和国および国外の法律、規則および規制文書の要件を満たす優先株式（以下「国外優先株式」といい、中国国内市場で発行される優先株式（以下「国内優先株式」という。）と併せて「優先株式」という。）とする。

(2) 額面価額

1株当たりの額面価額は100人民元である。

(3) 満期日

国外優先株式は永久優先株式であるため、満期日は設定しない。当行は、発行要項に定める場合に限り国外優先株式を償還する権利を有する。国外優先株式は国外優先株主の選択により償還することはできず、また、国外優先株主は、当行に対し国外優先株式の償還を請求する権利を有さない。

(4) 配当金

発行要項の規定に従い、各国外優先株式の保有者は非累積型配当をこれが中止されない限り受領する権利を有するものとし、配当金の支払いは年1回の後払いとする。

発行要項の規定に従い、各配当金は年1回9月23日に後払いで支払われる。発行要項の規定に従い、第1回目の配当支払日は2021年9月23日である。

発行要項の規定に従い、発行日（当日を含む。）から第1リセット日（当日を含まない。）までの期間中の各配当支払日に支払われる配当金は、国外優先株式の残余財産優先分配権1,000米ドル当たり35.8米ドルとする。

(5) 配当率

国外優先株式は、その残余財産優先分配権について以下の該当配当率で配当が発生する。

(a) 発行日（当日を含む。）から第1リセット日（当日を含まない。）までについては、年率3.58%

(b) 以降、第1リセット日および以降の各リセット日（当日を含む。）から翌リセット日（当日を含まない。）までの期間については、該当するリセット配当率

ただし、配当率は、いかなる場合においても年率13.42%（すなわち、発行日前の直近2会計年度の当行の加重平均株主資本利益率の平均（「有価証券を公募する会社による情報開示の作成に関する規則第9号（資本利益率と一株当たり利益の計算および開示）」（2010年改訂、その後の改訂を含む。）に従い決定され、当行の普通株式の保有者に帰属する利益率に基づき計算される。）を上回らないものとする。

(6) 配当の分配条件

各配当支払日における配当金の支払いは以下を条件とする。

- (a) 取締役会が当行の定款に従い配当宣言の決議を可決していること
- (b) 当行が、法律に従って過年度の欠損金を補填し、法定準備金を積み立て、かつ一般引当金を計上した後も分配可能税引後利益（すなわち、中国の会計基準または国際財務報告基準に従って作成された親会社の財務諸表に表示されている未分配利益のいずれか少ない金額）を有していること
- (c) 当行の該当する自己資本比率が規制上の要件を満たしていること

また、その都度株主総会において決議が可決されることを条件に、当行は、本来であれば配当支払日に支払われる予定であった配当（の全部または一部）を発行要項に定める方法により中止することができる。当行は、その裁量により、配当中止により生じた資金を使用して期限が到来するその他の債務の返済に充当することができる。発行要項に定める場合を除き、国外優先株主は、当該株主総会を招集し、これに出席し、または当該株主総会において議決権を行使する権利を有さないものとする。

発行要項に従った配当金（の全部または一部）の支払いの中止は、目的の如何を問わず当行による債務不履行に該当しないものとする。配当金の支払いは累積されない。当行が当該株主総会における決議および発行要項に従い配当（の全部または一部）を中止する場合、該当する配当期間中に国外優先株主に対して全額の分配がなされていない配当金は以降の配当期間に累積されない。

当行が発行要項に定める配当率で配当金の支払いをした後は、国外優先株主は普通株主とともに当行の残余利益の分配を受ける権利を有さないものとする。

(7) 配当中止後の制限

当行が配当支払日に支払予定であった配当（の全部または一部）の中止を選択する場合（ただし、当該配当中止が存続不能に関するトリガー事象が発生したことにより発行要項に従ってなされた場合を除く。）、国外優先株式の配当（の全部または一部）の中止には株主総会における決議の可決を要する。当行は、株主総会で可決された国外優先株式の配当（の全部または一部）の中止の決議はパリティ債務配当中止決議であることを約し、また、株主総会に対してパリティ債務配当中止決議でない国外優先株式の配当中止の決議を提案しないことを約する。発行要項に定める場合を除き、国外優先株主は、当該株主総会を招集し、これに出席し、または当該株主総会において議決権を行使する権利を有さないものとする。

株主総会においてパリティ債務配当中止決議が承認された日の翌日より、当行は、(i)次の配当支払日に支払予定の配当金の国外優先株主に対する全額支払い、または、(ii)発行済国外優先株式全ての償還、買入消却または転換のいずれか先に実施された時点まで、普通株式について、または他の種類の株式もしくは債務で国外優先株式に劣後し、もしくは劣後することが明示されているものについて、現金その他による分配、配当のいずれも実施しないものとし、また、現金その他による分配、配当のいずれも実施されないようにする。国外優先株式およびパリティ債務の配当金支払い（の全部または一部）の中止は、発行要項に定める範囲に限り分配または配当の支払いのみを制限し、当行に対するそれ以外の制約は構成しない。

(8) 存続不能に関するトリガー事象発生による強制転換

存続不能に関するトリガー事象が発生した場合、当行は以下を全て実施するものとする（CBIRCの承認を得たうえで実施するが、優先株主または普通株主の同意は要さない。）。

(a) 転換日（当日を含む。）までに生じた未払いの関連損失吸収額に関する配当を中止する。

(b) 以下のとおり、国外優先株式の全部または一部を、転換日をもって、撤回不能として、発行要項に従いH株式に強制転換する。

(i) 国外優先株式は、同じトリガー事象による他の全てのその他Tier 1 資本商品の償却、転換または消却と同時にその条件または適用法令に従い転換されるものとする。ただし、Tier 2 資本商品の償却、転換または消却より前に実施する。

(ii) 国外優先株式は、(A) 国外優先株主が有する関連損失吸収額（1.00米ドル＝7.8492香港ドルの固定為替レートで香港ドルに転換されたもの）を(B) 有効な強制転換価格で除し、（適用法令により認められる範囲で）H株式の直近の整数に切り捨てた数と等しいH株式数に転換されるものとする。転換により生じたH株式1株未満の端株は発行されず、これに代わる現金支払いまたはその他の調整は行わない。

(9) 強制転換価格

国外優先株式の当初の転換価格は、H株式1株当たり5.73香港ドルであるが、発行要項に定める調整がなされることがある。

国外優先株式の当初の強制転換価格は、国外優先株式の発行計画に関する取締役会決議公告日（2018年8月30日）の前20取引日における当行H株式の平均取引価格に基づき計算された。

発行要項の規定に従い、次の場合には強制転換価格の調整がなされるものとする。

(a) 当行が、無償交付または増資により、全額払込済みとして計上されているいずれかの種類の普通株式を普通株主に発行する場合

- (b) (i) 当行がいずれかの種類の普通株式（いずれかの発行済み金融商品に基づく当該種類の普通株式への転換、交換、その引受または購入の権利の行使により発行される当該種類の普通株式を除く。）を、当該新株発行の最初の公告（すなわち有効かつ撤回不能な発行条件を含む公告）のなされた日の直前の取引日における当該種類の普通株式 1 株当たりの終値（当該種類の普通株式が上場されている主たる証券取引所が公表するもの）を下回る当該種類の普通株式 1 株当たりの価格で発行する場合、または(ii) 当行がライツ・イシューによりいずれかの種類の普通株式を発行する場合
- (c) 当行株式の買入消却、当行の合併・分割またはその他の事情による当行株式の種類、株式数、株主資本の変更により国外優先株主の権利および利益に影響がありうる場合

(10) 任意償還

CBIRCの承認を得ていること（ただし国外優先株主または普通株主の同意は要さない。）、および償還の条件を満たしていることを条件として、当行は、国外優先株主および財務代理人に対する30日以上前の通知をして、第 1 リセット日およびこれ以降は国外優先株式が全て償還または転換されるまでの各配当支払日に国外優先株式の全部または一部を償還することができる。償還される各国外優先株式の償還価格は、その残余財産優先分配権および配当宣言されたが直前の配当支払日（当日を含む。）から償還予定日（当日を含まない。）までの期間において未払いの配当金の合計と等しい金額とする。

(11) 清算時の地位および権利

当行清算時の国外優先株主に関する権利および請求権の順位は次のとおりとする。

- (a) (i) 当行の全負債（劣後債およびその他の負債を含むがパリティ債務を除く。）および (ii) 当行が発行または保証する債務で、国外優先株式に優先し、または優先することが明示されたものの保有者の権利および請求権に劣後する。
- (b) あらゆる点について国外優先株主間と同順位とし、国外優先株主間において優先順位はなく、また、パリティ債務の保有者の権利および請求権と同順位とする。
- (c) 普通株主の権利および請求権に優先する。

当行清算時の当行財産の分配の優先順位は、(i) 清算費用、(ii) 従業員給与、社会保険料および法定補償額、(iii) 個人預金の元利金、(iv) 未払いの税金、(v) 当行のその他の債務とする。

当行清算時、上記(i)ないし(v)に従った分配がなされるまで当行財産は株主に分配されないものとする。上記(i)ないし(v)に従った分配がなされた後、当行の残余財産は、株式の種類と持株比率に応じて株主に分配されるものとする。国外優先株主の請求権は、パリティ債務の保有者の請求権と同順位とし、普通株主の請求権に優先するものとする。当行清算時に国外優先株主が各国外優先株式に関して受領する権利のある金額は、その残余財産優先分配権と当該国外優先株式について配当宣言されたが当期の配当期間において未払いの配当金の合計に等しい金額とする。

当行清算時に国外優先株式および全てのパリティ債務についての金額の全額を支払うのに十分な残余財産がない場合、国外優先株式およびパリティ債務について各国外優先株主、または（場合に応じて）各パリティ債務の保有者がそれぞれ受領する権利のある総額の、全ての国外優先株式とパリティ債務の総額に対する割合に応じて残余財産を比例配分する。

当行清算時に国外優先株主が受領する権利のある金額が全額支払われた後は、当該国外優先株主は、当行の残余財産についての権利および請求権を有さない。

(12) 税金および源泉徴収

中国の法律により源泉徴収または控除が求められない限り、国外優先株式に関する残余財産優先分配権または配当金は全て、中国またはその下級行政機関もしくは中国国内で課税権限を有する当局が課す、あるいはこれらに代わって課すあらゆる性質の全ての現在または将来の公租公課、査定額、行政費用を含まず、また、これらを源泉徴収または控除せずに支払われる。かかる場合には、発行要項に定める事由を条件として、当行は、当該源泉徴収または控除が求められなければ国外優先株主が受領していた金額を当該国外優先株主が受領できるように追加金額を支払うものとする。

(13) 議決権

発行要項に定める場合を除き、当行の定款に従い、国外優先株主は株主総会を招集し、これに出席し、または株主総会において議決権を行使する権利を有さないものとする。

当行の定款および発行要項に定める特定の場合に限り、国外優先株主は、特別決議について普通株主とは別の種類として議決権を行使することができる。国外優先株式1株につき、1個の議決権を有する。当行が保有する国外優先株式には議決権はない。

発行要項に定める議決権復権の取消しを条件として、発行要項に定める議決権復権事由が発生した場合、株主総会において当行は当該議決権復権事由を生じさせた配当の全額支払いをしないことが決議された日の翌日より、適用法令が認める範囲において、各国外優先株主は株主総会に出席し、株主総会に提案された決議について普通株主と同様に議決権を行使する権利を有するものとする。

(14) 準拠法

国外優先株式および当該株式に付される権利義務は中国法に準拠し、中国法に従い解釈されるものとする。

(15) 仲裁

当行の定款に基づき、当行および国外優先株主は以下の紛争解決規則に従うものとする。

- (a) 当行の海外上場株式（国外優先株式を含む。）の株主と当行間、当行の海外上場株式（国外優先株式を含む。）の株主と当行の取締役、監査役、上級役員間、または当行の海外上場株式（国外優先株式を含む。）の株主と国内上場株式の株主間において当行の事業に関して当行の定款または中国会社法およびその他関連する法律もしくは行政規則に定める権利義務に基づく紛争または請求が生じた場合、当該当事者は、かかる紛争または請求を仲裁に付すものとする。

上記のとおりに紛争または請求が仲裁に付される場合、当該紛争または請求の全てを仲裁に付すものとし、同一の事実による訴因のある者（すなわち当行または当行の株主、取締役、監査役、社長その他の上級役員）または当該紛争もしくは請求の解決のために参加することが必要な者は全て仲裁に従うものとする。

株主の定義および株主の登録に関する紛争は仲裁による解決を要さないものとする。

- (b) 仲裁に付される紛争または請求は、仲裁申立人の選択において、中国国際経済貿易仲裁委員会（China International Economic and Trade Arbitration Commission）による同委員会の仲裁規則による仲裁または香港国際仲裁センター（Hong Kong International Arbitration Centre）による同センターの証券仲裁規則による仲裁のいずれかによることができる。仲裁申立人による紛争または請求の仲裁申立がなされた後は、仲裁は申立人が選んだ仲裁機関において行われるものとする。

仲裁申立人が香港国際仲裁センターにおける仲裁を選択した場合、各当事者は、深圳において香港国際仲裁センターの証券仲裁規則に従い仲裁を行うように求めることができる。

- (c) 法律または行政規則に別段の定めのない限り、前各号の紛争または請求の仲裁による解決には中国法が適用されるものとする。

- (d) 仲裁機関の仲裁判断は終局的なものとし、かつ各当事者に対する拘束力を有するものとする。

(16) 格付

当行は、国際的格付「A」をスタンダード・アンド・プアーズ（S&P）より、「A1」をムーディーズより取得している。国外優先株式はムーディーズより「Ba1」を取得している。

各格付は国外優先株式の売買または保有を推奨するものではなく、いつでも停止、引下げまたは取消しがなされることがある。潜在的投資家は、当行の国外優先株式およびその他の有価証券の格付について独自に評価するものとする。

国内優先株式工行優 1

(1) 発行される優先株式の種類

中国国内市場で発行される当行の優先株式の種類は、優先株式の試験的な展開に関する中国国務院による指導的意見、優先株式に関する試験的行政措置、商業銀行資本管理規則（暫定）、Tier 1 資本補充のための商業銀行による優先株式発行に関する指導的意見およびその他の法律、規則および文書規制の関連要件を満たしている優先株式（以下「国内優先株式工行優 1」といい、他の国内優先株式、中国国外市場で発行されている優先株式（以下「国外優先株式」という。）と併せて「優先株式」という。）とする。

(2) 額面価額

1株当たりの額面価額は100人民元である。

(3) 満期

国内優先株式工行優 1 に満期は設定しない。

(4) 配当金分配条項

(A) クーポンレート決定のための原則

国内優先株式工行優 1 は、一定でない間隔を空けてなされる調整の対象となるクーポンレートに基づいて値付けをされる。クーポンレートは、指標金利と固定スプレッドの合計とし、国内優先株式工行優 1 発行後の当初 5 年間は変更されない。その後、指標金利は、クーポンレートが変更されない 5 年毎に 1 回再調整される。国内優先株式工行優 1 発行時のクーポンレートと指標金利の差である固定スプレッドは、国内優先株式工行優 1 の残存期間を通じて変更されない。

国内優先株式工行優 1 発行時の指標金利は、中国債券信息网（www.chinabond.com.cn）またはその他中国の中央国債登記結算有限責任公司（CDC）が認めるウェブサイト。以下同様とする。）が公表する銀行間固定金利国債のイールドカーブに含まれる 5 年満期中国国債利回りの、発行開始日（すなわち 2015 年 11 月 18 日）の直前 20 取引日間（当日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第 3 位を四捨五入して小数第 2 位まで求める。）とする。クーポンレート再調整日における指標金利は、中国債券信息网が公表する銀行間固定金利国債のイールドカーブに含まれる 5 年満期中国国債利回りの、再調整日（発行開始日の 5 年毎の応当日（すなわち 11 月 18 日））の直前 20 取引日間（当日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第 3 位を四捨五入して小数第 2 位まで求める。）とする。再調整日の直前 20 取引日間のいずれの日にも中国債券信息网による 5 年満期中国国債利回りの公表がない場合においては、当該再調整日における指標金利は、国内優先株式工行優 1 のクーポンレート再調整日より前の直近の 20 取引日間に中国債券信息网が公表した 5 年満期中国国債利回りの算術平均（百分率の小数第 3 位を四捨五入して小数第 2 位まで求める。）とする。

国内優先株式工行優1発行時に設定されたクーポンレートは、価格発見に基づき4.50%（指標金利2.94%、固定スプレッド1.56%）と決定される。国内優先株式工行優1のクーポンレートは、発行前直近の2会計年度における当行の株主資本利益率の加重平均の年平均を上回ってはならない⁽¹⁾。

(注1)「有価証券を公募する会社による情報開示の作成に関する規則第9号（資本利益率と一株当たり利益の計算および開示）」（2010年改訂）に従い決定され、当行の普通株主に帰属する利益率に基づき計算される。

(B) 配当金分配条項

(i) 過年度の損失の補填、法定準備金の積立ておよび一般引当金の繰入れを行った後に分配可能な税引後利益⁽²⁾がある場合には、当行は、その自己資本比率が規制上の規則の要件を満たすことを条件に、国内優先株式工行優1株主に配当金を支払うことができる。本件発行において発行される国内優先株式工行優1は、配当金の分配に関しては国外優先株式と同順位であり、いずれも普通株式より優先される。国内優先株式工行優1株主に対する配当金の分配は、当行の格付による影響は受けず、格付の変更に伴う調整は行われない。

(注2) 中国の会計基準または国際財務報告基準に従って作成された親会社の財務諸表に表示されている未分配利益のうち、いずれか少ない金額を指す。

(ii) 状況の如何を問わず、当行は、株主総会において株主の承認を得た上であれば、国内優先株式工行優1株主に対する配当金の支払いの全部または一部を取り消すことができる。なお、かかる配当金の支払取消しは債務不履行を構成しない。当行は、その裁量において、支払いを取り消した配当金額を利用して、これを期限の到来した他の債務の返済に充当することができ、また、いかなる事情においても、かかる取り消された配当金についての支払いは行わない。国内優先株式工行優1株主に対する配当金支払いの取消しは、普通株主への配当金の支払いのみを制限し、当行に対するそれ以外の制約は構成しない。当行が上記の権利を行使する際には、優先株主の権利と利益を十分に考慮する。当行が国内優先株式工行優1の配当の全部または一部の取消しを決定した場合、当行は、当該決定について、国内優先株式工行優1株主に対して、配当支払日の少なくとも10営業日前までに関連規則に従って通知する。

- (iii) 当行は、国内優先株式工行優1株主に対する配当金の全部または一部を取り消した場合、当該配当対象期間に関し、当行が国内優先株式工行優1株主への合意済みの配当金額全額の支払いの宣言を決定しない限り、普通株主に配当金の支払いをしてはならない。

(C) 配当金の支払方法

国内優先株式工行優1に対する配当金は、当行の残存する発行済み国内優先株式工行優1の額面総額に基づいて計算される。国内優先株式工行優1の配当金は年に一度、現金により支払われる。

当行が国内優先株式工行優1の配当支払を決定した場合、当行は、配当宣言日に配当の支払金額を宣言し、基準日において登録されている全ての国内優先株式工行優1株主は、当該配当による分配を受ける権利を有する。当行は、基準日において登録されている国内優先株式工行優1株主に対して、配当支払日に配当を支払う。

配当は、国内優先株式工行優1の発行にかかる払込期日（すなわち2015年11月23日）から生じる。配当支払日は、国内優先株式工行優1の発行にかかる払込期日の毎年各応当日（すなわち11月23日）とする。応当日が上海証券取引所の取引日でない場合、当該配当支払日は翌取引日に繰り下げられるものとし、当該繰下げられた期間について配当は生じない。国内優先株式工行優1の配当について、配当支払日前に計算および支払いを要する場合、当該配当は、計算上1年を360日とし、実際の経過日数に基づき日割り計算される。配当の計算結果は、人民元の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。

当該配当の受領について国内優先株式工行優1株主に課される租税は、国内優先株式工行優1株主が、適用される法律および規則に従って負担する。

(D) 配当金の累積

国内優先株式工行優1の配当金は累積されない（すなわち、優先株主に支払われなかった配当金額は翌配当年度に累積されない。）。

(E) 残余財産の分配

国内優先株式工行優1には、定められたクーポンレートで配当金を受け取る権利のみが付与されている。普通株式と同様、当行の残余財産の分配を受ける権利はない。

(5) 強制転換条項

(A) 強制転換トリガー事由

- (i) その他Tier 1 資本トリガー事由（当行のコアTier 1 資本比率が5.125%以下まで低下すること）が発生した場合には、当行は、優先株主の承認がなくても、当行のコアTier 1 資本比率を5.125%を上回る水準まで回復させるため、残存する発行済み国内優先株式工行優 1 の全部または一部を、当該国内優先株式工行優 1 の額面総額に基づき A 株式に転換することができる。一部を転換する場合、国内優先株式工行優 1 は同一の条件により同一の比率で転換するものとする。かかる転換に伴い、国内優先株式工行優 1 の転換により発行される新規 A 株式は、いかなる場合も優先株式に再度転換されることはない。
- (ii) Tier 2 資本トリガー事由（(a) CBIRCにより、株式転換もしくは減資を行わないと当行は存続できないと判断された場合、または (b) 関連する規制機関により、公的機関の資本注入その他これに相当する支援がないと、当行は存続できないと判断された場合のうち、いずれか先に発生した事由）が発生した場合、当行は、優先株主の承認がなくても、残存するすべての発行済み国内優先株式工行優 1 を、当該国内優先株式工行優 1 の額面総額に基づき A 株式に転換することができる。かかる転換に伴い、国内優先株式工行優 1 の転換により発行される新規 A 株式は、いかなる場合も優先株式に再度転換されることはない。

上記のトリガー事由が発生した場合、当行は、CBIRCに報告してその審査および判断を仰ぐものとし、関連規則に従って臨時報告書の提出や発表を行うなど、関連する情報開示要件を遵守する。国内優先株式工行優 1 の A 株式への転換により当行の支配権の変動または株式保有割合の変更が生じる場合、当該転換についても、中国および外国の規制当局の適用規則に従う。

(B) 強制転換価格の決定

当初の強制転換価格は、国内優先株式工行優 1 の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行 A 株式の平均取引価格とする。

直近の20取引日における当行 A 株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行 A 株式の取引総額 / 当該20取引日における A 株式の出来高合計（すなわち、1 株当たり3.44人民元）

(C) 強制転換比率および強制転換株式数の決定原則

国内優先株式工行優 1 の強制転換に際し、転換される株式数を決定する計算式は、 $Q = V/P$ とする。

上記計算式において、「Q」は各優先株主が保有する国内優先株式工行優1から転換されるA株式の株式数を意味する。「V」は強制転換の対象となる各国内優先株式工行優1株主が保有する国内優先株式工行優1の総額で、損失は国内優先株式工行優1と国外優先株式により均等な割合で吸収されるという原則に基づき決定されるものを意味する。「P」は国内優先株式工行優1の強制転換価格を意味する。国内優先株式工行優1の強制転換により端株が生じる場合には、当行が、対応する株式数の国内優先株式工行優1の額面価格に基づき、関係する経過利息とあわせて現金で支払いをする。経過利息は、直近の配当支払日からの当該国内優先株式工行優1の実際の保有日数に基づき計算する(当該計算上、1年を360日とする。)。A株式に転換された国内優先株式工行優1について配当は支払われない。

上記トリガー事由の発生に伴い、残存する発行済み国内優先株式工行優1の全部または一部(損失は均等な割合で吸収される原則に従い決定される。)は、上記計算式に基づき相応の株式数のA株式に転換される。

(D) 強制転換期間

国内優先株式工行優1の強制転換期間は、国内優先株式工行優1の発行完了日直後の最初の取引日に開始し、すべての国内優先株式工行優1が償還または転換された日に終了する。

(E) 強制転換価格の調整方法

国内優先株式工行優1の発行計画に関し取締役会決議がなされた日以後に、当行A株式に関して所定の事由(例えば、株式配当、資本組入れまたは増資、時価を下回る価格でのA株式の新規発行(普通株式に転換可能な、当行が発行した一定の金融商品の転換に伴う株式資本の増加を除く。))および割当てが発生した場合には、強制転換価格は、かかる事由の発生と同じ順序で累積的調整の対象となる。普通株主への現金配当の分配により、強制転換価格の調整が生じることはない。

(F) 強制転換が行われた年に普通株式が配当を受ける権利

国内優先株式工行優1の強制転換の結果、新規に発行されるA株式は、既存の発行済みA株式と同順位であり、配当金を受領する権利が確定する基準日に当行の株主名簿に名前が記載されているすべての普通株主は、当該配当期間について配当金を受領する権利を付与される。

(6) 償還についての取決め

(A) 償還権

CBIRCから承認を得ることを条件に、当行は国内優先株式工行優1を償還することができる。ただし、当行は、償還権の行使を予定していない。国内優先株式工行優1株主には、当行に対して自らが保有する国内優先株式工行優1の償還を求める権利はない。

国内優先株式工行優 1 には投資家による買戻請求を認める条項は含まれず、また優先株主には保有する国内優先株式工行優 1 の買戻しを請求する権利はない。

(B) 償還条項および償還期間

CBIRCの承認および関連する要件の充足を条件に、当行は、発行開始日（すなわち2015年11月18日）の5年後の応当日から国内優先株式工行優 1 の全部または一部を償還することができる。国内優先株式工行優 1 の償還期間は、かかる開始日に始まり、すべての国内優先株式工行優 1 の償還または転換が完了した日に終了する。一部償還の場合、国内優先株式工行優 1 は、保有割合に応じて、かつ同一の条件で償還される。当行が国内優先株式工行優 1 の償還権を行使する場合には、当行は、可及的速やかにこれを国内優先株式工行優 1 株主に通知する。当行は、関連規則に従った中間報告書の提出や発表により開示義務を履行する。

当行による国内優先株式工行優 1 の償還権の行使は、以下の事項の充足を条件とする。

- (i) 当行は、償還される国内優先株式工行優 1 を同質またはそれより質の高い資本と交換し、かつ、資本の交換は当行の収益力維持を条件に行うこと、または
- (ii) 当行の資本基盤は、償還後もCBIRCの自己資本比率規制を大幅に上回ること

(C) 償還価格を決定する根拠

国内優先株式工行優 1 の償還価格は、額面価額および当該配当期間に関する宣言済み未払配当金の合計と等しい金額とする。

(7) 議決権に対する制限

通常の状態において、国内優先株式工行優 1 には、国内優先株式工行優 1 株主が当行の株主総会を招集し、これに出席しまたは議決権を行使する権利は付与されない。決議事項が以下のいずれかに関連する場合には、優先株主は株主総会に出席し、クラス別の株主総会で議決権を行使することができる。その場合、優先株式 1 株について一つの議決権が付与される（当行が所有する優先株式について、当行は議決権を行使できない。）。

- (i) 当行定款の優先株式に関する修正
- (ii) 当行の登記済み資本金に対して、（個別または総額のいずれかで）10%を上回る減資
- (iii) 当行の合併、分割、解散または法人形態の変更
- (iv) 優先株式の発行
- (v) その他当行定款に明記されている事由で、優先株主の権利を変更または無効にするもの

上記に関する決議は、株主総会に出席した普通株主（議決権が復権された優先株主を含む。）が保有する議決権の3分の2超および優先株主（議決権が復権された優先株主を除く。）が保有する議決権の3分の2超の決議により可決される。

(8) 議決権の復権

(A) 議決権の復権条項

国内優先株式工行優1の残存期間中に、当行が、当期の配当期間について合意された配当金を支払わない旨決議した株主総会の期日の翌日以降、合計で3会計年度または連続した2会計年度合意された配当金を国内優先株式工行優1株主に支払わなかった場合、国内優先株式工行優1株主は、普通株主と同様に株主総会に出席し、議決権を行使することができる。議決権が復権された国内優先株式工行優1の議決権を算出する計算式は、以下のとおりである。

$$R = W / S$$

上記計算式において、「R」とは、各国内優先株式工行優1株主の有する国内優先株式工行優1から復権が可能なA株式の議決権を意味する。「W」とは各国内優先株式工行優1株主が保有する国内優先株式工行優1の額面価額を意味する。「S」とは国内優先株式工行優1の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格を意味する。端数の議決権は最寄りの整数に切り捨てる。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 / 当該20取引日におけるA株式の出来高合計（すなわち、1株当たり3.44人民元）

(B) 議決権復権の取消し

当期の配当期間について国内優先株式工行優1に対する配当金が全額支払われた場合、議決権の復権条項に従い国内優先株式工行優1に付与された議決権は、当該配当金が全額支払われた日に取り消される。当該取消し後、議決権の復権が再度生じた場合には、国内優先株式工行優1には再び議決権が付与される。

(9) 残余財産の分配順位および清算根拠

残余財産の分配に関しては、すべての国内優先株式工行優1は同順位となる。優先株主は、残余財産の分配に関しては、当行の預金者、通常債権者、劣後債保有者、転換社債保有者、Tier 2 資本債券およびその他のTier 2 資本金融商品の保有者に劣後するが、普通株主には優先する。

当行が清算手続に入った場合、清算後の当行の残余財産は、以下の優先順位に従い分配される。

- (i) 清算費用
- (ii) 従業員給与、社会保険料および法定補償額
- (iii) 個人預金の元利金
- (iv) 未払い法人税

- (v) 当行のその他の債務
- (vi) 上記項目への分配後、当行の残余財産は、各株主に対し、株主の株式クラスと株式保有割合に応じて分配される。国内優先株式工行優 1 は、残余財産の分配に関しては、当行が将来発行することのある優先株式の他、国外優先株式と同順位となるが、かかる優先株式はすべて普通株式より優先される。国内優先株式工行優 1 株主は、残存する発行済み国内優先株式工行優 1 の額面総額に、宣言済みの未払配当金を加えた金額を受領することができる。残余財産が不足する場合には、比例配分の上、国内優先株式工行優 1 株主および国外優先株主に対して分配される。

(10) 譲渡

非公募発行により発行された国内優先株式工行優 1 は、上海証券取引所において譲渡される。国内優先株式工行優 1 の譲渡に参加する投資家は、CSRCが定める資格要件を満たさなければならない。

国内優先株式工行優 2

(1) 発行される優先株式の種類

中国国内市場で当行が発行する国内優先株式の種類は、中国国務院の優先株式の試験的な展開に関する指導意見、優先株式の試験的な展開に関する行政措置、商業銀行資本管理規則（暫定）、Tier 1 資本補充のための商業銀行による優先株式発行に関する指導意見およびその他の法律、規則および規制文書の関連要件を満たす優先株式（以下「国内優先株式工行優 2」という。）とする。

(2) 額面価額

1 株当たりの額面価額は100人民元である。

(3) 満期

国内優先株式工行優 2 に満期は設定しない。

(4) 配当金分配条項

(A) 配当率決定原則

国内優先株式工行優 2 の配当率は、一定でない間隔を空けて調整される。配当率は指標金利と固定スプレッドの合計とし、配当率調整期間を設ける。配当率は、国内優先株式工行優 2 発行（以下「本件発行」という。）後の当初 5 年間は固定とし、その後については 5 年毎に 1 回再調整される。各調整期間中の配当率は変更されない。固定スプレッドは、国内優先株式工行優 2 発行時の配当率と指標金利の差に等しいものとし、これは国内優先株式工行優 2 の存続期間中に変更されない。

国内優先株式工行優2発行時の指標金利は、中国債券信息网（www.chinabond.com.cn）またはその他中国の中央国債登記結算有限責任公司（CDC）が認めるウェブサイト。以下同様とする。）が公表する中国国債のイールドカーブに含まれる5年満期中国国債利回りの、発行開始日（すなわち2019年9月19日）の直前20取引日間（発行開始日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。配当率再調整日における指標金利は、中国債券信息网が公表する中国国債のイールドカーブに含まれる5年満期中国国債利回りの、再調整日（発行開始日の5年毎の応当日（すなわち9月24日））の直前20取引日間（再調整日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。再調整日の直前20取引日間のいずれの日にも中国債券信息网による5年満期中国国債利回りの公表がない場合においては、当該再調整日における指標金利は、国内優先株式工行優2の配当率再調整日前直近の20取引日間に中国債券信息网が公表した5年満期中国国債利回りの算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。

国内優先株式工行優2発行時に設定される配当率は、価格発見に基づき4.20%（指標金利2.96%、固定スプレッド1.24%）と決定される。国内優先株式工行優2の配当率は、発行前直近の2会計年度における当行の株主資本利益率の加重平均の年平均を上回ってはならない⁽¹⁾。

（注1） 「有価証券を公募する会社による情報開示の作成に関する規則第9号（資本利益率と一株当たり利益の計算および開示）」（2010年改訂）に従い決定され、当行の普通株式の保有者に帰属する利益率に基づき計算される。

（B）配当金分配条項

- （i） 過年度の損失の補填、法定準備金の積立ておよび一般引当金の繰入れを行った後に、分配可能な税引後利益⁽²⁾がある場合には、当行は、その自己資本比率が規制上の規則の要件を満たすことを条件に、国内優先株式工行優2の所有者（以下「国内優先株式工行優2株主」という。）に配当金を支払うことができる。本件発行において発行する国内優先株式工行優2は同順位とし、当行のA普通株式、H普通株式（以下「普通株式」といい、普通株式の所有者を「普通株主」という。）のいずれにも優先する。国内優先株式工行優2株主に対する配当金の分配は、当行の格付による影響は受けず、格付の変更に伴う調整は行われない。

（注2） 中国の会計基準または国際財務報告基準に従って作成された親会社の財務諸表に表示されている未分配利益のうち、いずれか少ない金額を指す。

(ii) 状況の如何を問わず、当行は、株主総会において株主の承認を得た上であれば、国内優先株式工行優2にかかる配当金の支払いの全部または一部を取り消すことができる。なお、かかる配当金の支払取消しは債務不履行を構成しない。当行は、その裁量において、支払いを取り消した配当金額を利用して、これを期限の到来した他の債務の返済に充当することができ、また、いかなる事情においても、かかる取り消された配当金についての支払いは行わない。国内優先株式工行優2株主に対する配当金支払いの取消しは、普通株主への配当金の支払いのみを制限し、当行に対するそれ以外の制約は構成しない。当行が上記の権利を行使する際には、優先株主の権利と利益を十分に考慮する。

(iii) 当行は、国内優先株式工行優2にかかる配当金の全部または一部を取り消す場合、当該配当対象期間に関し、当行が国内優先株式工行優2株主への合意済みの配当金額全額の支払いの宣言を決定しない限り、普通株主に配当金の支払いをしてはならない。

(C) 配当金の支払方法

国内優先株式工行優2に対する配当は現金で支払われるものとし、当行の社外の発行済み国内優先株式工行優2の額面総額に基づいて計算される。国内優先株式工行優2の配当の支払いは年一回とし、配当は国内優先株式工行優2の払込期日（すなわち2019年9月24日）から生じる。配当支払日は、国内優先株式工行優2の払込期日の毎年各応当日（すなわち9月24日）とする。応当日が上海証券取引所の取引日でない場合、当該配当支払日は翌取引日に繰り下げられるものとし、当該繰下げられた期間について配当は生じない。国内優先株式工行優2の配当について、配当支払日前に計算および支払いを要する場合、当該配当は、計算上1年を360日とし、実際の経過日数に基づき日割り計算される。配当の計算結果は、人民元の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。当該配当の受領について国内優先株式工行優2株主が納付すべき租税は、国内優先株式工行優2株主が、関連法令に従って負担する。

(D) 配当金支払停止事由

当行が国内優先株式工行優2株主への配当金の全部または一部を取り消す場合、当行は、当該配当対象期間に関し、当行が国内優先株式工行優2株主に対する配当金額全額の支払いの宣言をしない限り、普通株主に配当の支払いをしてはならない。

(E) 配当金の累積

国内優先株式工行優2の配当金は累積されない（すなわち、国内優先株式工行優2株主に支払われなかった配当金額は翌配当年度に累積されない。）。

(F) 残余財産の分配

国内優先株式工行優2株主には所定のクーポンレートで配当金を受け取る権利のみが付与されており、普通株主と同様に当行の残余利益の分配を受ける権利はない。

(5) 強制転換条項

(A) 強制転換トリガー事由

(i) その他Tier 1 資本トリガー事由（当行のコアTier 1 資本比率が5.125%以下まで低下すること）が発生した場合には、当行は、国内優先株式工行優2株主の承認がなくても、当行のコアTier 1 資本比率を5.125%を上回る水準まで回復させるため、社外の発行済み国内優先株式工行優2の全部または一部を、当該国内優先株式工行優2の額面総額に基づきA株式に転換することができる。一部を転換する場合、国内優先株式工行優2は同一の条件により同一の比率で転換するものとする。

(ii) Tier 2 資本トリガー事由（(a) CBIRCにより、株式転換もしくは減資を行わないと当行は存続できないと判断された場合、または (b) 関連する規制機関により、公的機関の資本注入その他これに相当する支援がないと、当行は存続できないと判断された場合のうち、いずれか先に発生した事由）が発生した場合、当行は、国内優先株式工行優2株主の承認がなくても、社外のすべての発行済み国内優先株式工行優2を、当該国内優先株式工行優2の額面総額に基づきA株式に転換することができる。

上記の強制転換トリガー事由が発生した場合、当行は、CBIRCに報告してその審査および判断を仰ぐものとし、中国証券法および関連規則に従って臨時報告書の提出や発表を行うなど、関連する情報開示要件を遵守する。

(B) 強制転換価格の決定

当初の強制転換価格は、国内優先株式工行優2の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格とする。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 / 当該20取引日におけるA株式の出来高合計（すなわち、1株当たり5.43人民元）

(C) 強制転換比率および強制転換株式数の決定原則

国内優先株式工行優2の強制転換に際し、転換される株式数を決定する計算式は、 $Q = V/P$ とする。

上記計算式において、「Q」は各国内優先株式工行優2株主が保有する国内優先株式工行優2から転換されるA株式の株式数を意味する。「V」は強制転換の対象となる各国内優先株式工行優2株主が保有する国内優先株式工行優2の総額で、損失は国内優先株式工行優2と国外優先株式間で均等な割合で吸収されるという原則に基づき決定されるものを意味する。「P」は国内優先株式工行優2の強制転換価格を意味する。国内優先株式工行優2の強制転換により端株が生じる場合には、当行が、対応する株式数の国内優先株式工行優2の額面価格に基づき、関係する経過利息とあわせて現金で支払いをする。経過利息は、直近の配当支払日からの当該国内優先株式工行優2の実際の保有日数に基づき計算する(当該計算上、1年を360日とする。)。A株式に転換された国内優先株式工行優2について配当は支払われない。

上記トリガー事由の発生に伴い、社外の発行済み国内優先株式工行優2の全部または一部(損失は均等な割合で吸収される原則に従い決定される。)は、上記計算式に基づき相応の株式数のA株式に転換される。

(D) 強制転換期間

国内優先株式工行優2の強制転換期間は、国内優先株式工行優2の発行完了日直後の最初の取引日に開始し、すべての国内優先株式工行優2が償還または転換された日に終了する。

(E) 強制転換価格の調整方法

国内優先株式工行優2の発行計画に関し取締役会決議がなされた日以後に、当行普通株式に関して所定の事由(例えば、株式配当、資本組入れまたは増資、時価を下回る価格での普通株式の新規発行(普通株式に転換可能な、当行が発行した特定の金融商品の転換に伴う株式資本の増加を除く。))および割当てが発生した場合には、強制転換価格は、かかる事由の発生と同じ順序で累積的調整の対象となる。普通株主への現金配当の分配により、強制転換価格の調整が生じることはない。強制転換価格は以下に基づき調整される。

株式配当または資本組入れまたは増資： $P1 = P0 \times N / (N + n)$

時価を下回る価格での普通株式の新規発行： $P1 = P0 \times (N + k) / (N + n)$, $k = n \times A / M$

上記計算式において、「P0」は調整前に有効な強制転換価格を意味し、「N」は株式配当、資本組入れまたは増資、普通株式の新規発行・募集がなされる前の当行の普通株式の株式資本合計を意味し、「n」は株式配当、資本組入れまたは増資、普通株式の新規発行・募集による新規株式数を意味し、「A」は普通株式の新規発行・募集の価格を意味し、「M」は普通株式の新規発行・募集の発表(すなわち、普通株式の新規発行・募集の有効かつ撤回不能な条件を含む発表)がなされた日の直前の取引日における普通株式の終値を意味し、「P1」は調整後に有効な強制転換価格を意味する。

当行による償還株式の消却、当行の合併または分割およびその他の事情による当行株式の種類、株式数および株主持分の変更により国内優先株式工行優2株主の権利および利益に影響がありうる場合、当行は、強制転換価格を実際の事情に基づき、かつ公平・公正・衡平の原則、優先株主と普通株主の全面的な保護とバランスに従い調整する。かかる場合における強制転換価格の調整方法は、関係規則に従い決定される。

(F) 強制転換が行われた年に普通株式が配当を受ける権利

国内優先株式工行優2の強制転換の結果、新規に発行されるA株式は、既存の発行済みA株式と同順位であり、配当金を受領する権利が確定する基準日に当行の株主名簿に名前が記載されているすべての普通株主は、当該配当期間について配当金を受領する権利を付与される。

(6) 条件付償還の条件

(A) 償還権

CBIRCから承認を得ることを条件に、当行は国内優先株式工行優2を償還することができる。国内優先株式工行優2は、国内優先株式工行優2株主の選択により当行に償還されることはなく、かかる償還は予定されない。国内優先株式工行優2には投資家による買戻請求を認める条項は含まれず、また国内優先株式工行優2株主には保有する優先株式の買戻しを請求する権利はない。

(B) 償還条項および償還期間

CBIRCの承認および関連する要件の充足を条件に、当行は、本件発行の終了日（すなわち2019年9月24日）の5年後の応当日から国内優先株式工行優2の全部または一部を償還することができる。具体的な償還期間の開始日は、株主総会の承認（かかる承認は再委任することができる。）を受けることを条件に、市況を参考にして取締役会が決定する。国内優先株式工行優2の償還期間は、かかる開始日に始まり、すべての国内優先株式工行優2の償還または転換が完了した日に終了する。一部償還の場合、国内優先株式工行優2は、保有割合に応じて、かつ同一の条件で償還される。当行が国内優先株式工行優2の償還権を行使する場合には、当行は、可及的速やかにこれを国内優先株式工行優2株主に通知する。当行は、関連規則に従った中間報告書の提出や発表により開示義務を履行する。

当行による国内優先株式工行優2の償還権の行使は、以下の事項の充足を条件とする。

- (i) 当行は、償還される国内優先株式工行優2を同質またはそれより質の高い資本性金融商品と交換し、かつ、資本性金融商品との交換は、当行の収益力が持続可能な場合に限り実施される。または
- (ii) 当行の資本基盤は、償還後もCBIRCによる自己資本比率規制を大幅に上回ること。

(C) 償還価格を決定する根拠

国内優先株式工行優2の償還価格は、額面価額および当該配当期間に関する宣言済み未払配当金の合計と等しい金額とする。

(7) 議決権に対する制限

通常の状態において、国内優先株式工行優2には、国内優先株式工行優2株主が当行の株主総会を招集し、これに出席したまたは議決権を行使する権利は付与されない。決議事項が以下のいずれかに関連する場合には、国内優先株式工行優2株主は株主総会に出席し、クラス別の株主総会で議決権を行使することができる。その場合、国内優先株式工行優2の1株について一つの議決権が付与される（当行が所有する国内優先株式工行優2について、当行は議決権を行使できない。）。

- (i) 当行の定款（以下「当行定款」という。）の優先株式に関する修正
- (ii) 当行の登記済み資本金に対して、（個別または総額のいずれかで）10%を上回る減資
- (iii) 当行の分割、合併、解散または法人形態の変更
- (iv) 優先株式の発行
- (v) その他当行定款に明記されている事由で、優先株主の権利を変更または無効にするもの

上記に関する決議は、株主総会に出席した普通株主（議決権が復権された優先株主を含む。）が保有する議決権の3分の2超および優先株主（議決権が復権された優先株主を除く。）が保有する議決権の3分の2超の決議により可決される。

(8) 議決権の復権

(A) 議決権の復権条項

国内優先株式工行優2の残存期間中に、当行が、当期の配当期間について合意された配当金を支払わない旨決議した株主総会の期日の翌日以降、合計で3会計年度または連続した2会計年度合意された配当金を国内優先株式工行優2株主に支払わなかった場合、国内優先株式工行優2株主は、普通株主と同様に株主総会に出席し、議決権を行使することができる。議決権が復権された国内優先株式工行優2の議決権を算出する計算式は、以下のとおりである。

$R = W / S$ 、端数の議決権は直近の整数に切り捨てる。

上記計算式において、「R」とは各国内優先株式工行優2株主の有する国内優先株式工行優2から復権が可能なA株式の議決権を意味し、「W」とは各国内優先株式工行優2株主が保有する国内優先株式工行優2の額面価額合計を意味し、「S」とは国内優先株式工行優2の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格を意味する。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 / 当該20取引日におけるA株式の出来高合計（すなわち、1株当たり5.43人民元）

（B）議決権復権の取消し

国内優先株式工行優2の議決権の復権後、当期の配当期間について国内優先株式工行優2に対する配当金が全額支払われた場合、議決権の復権条項に従い国内優先株式工行優2株主に付与された議決権は、当該配当金が全額支払われた日に取り消される。当該取消し後、議決権の復権が再度生じた場合には、国内優先株式工行優2株主には再び議決権が付与される。

（9）残余財産の分配順位および清算根拠

残余財産の分配に関しては、すべての国内優先株式工行優2は同順位となる。国内優先株式工行優2株主は、残余財産の分配に関しては、銀行の預金者、通常債権者、転換社債保有者、劣後債保有者、Tier2資本債券保有者およびその他のTier2資本金融商品保有者に劣後するが、普通株主には優先する。

当行が清算手続に入った場合、清算後の当行の残余財産は、以下の優先順位に従い分配される。

- （i） 清算費用
- （ii） 従業員給与、社会保険料および法定補償額
- （iii） 個人預金の元利金
- （iv） 未払い法人税
- （v） 当行のその他の債務
- （vi） 上記項目への分配後、当行の残余財産は、各株主に対し、株主の株式種類と株式保有割合に応じて分配される。国内優先株式工行優2は、残余財産の分配に関しては、社外の発行済み優先株式で今後当行が発行しうるものの他、国外優先株式と同順位とするが、かかる優先株式はすべて普通株式に優先する。国内優先株式工行優2株主は、社外の発行済み国内優先株式工行優2の額面総額に、宣言済みの未払配当金を加えた金額に等しい金額を受領することができる。残余財産が不足する場合には、優先株主に対する分配は、当該優先株主が保有する社外の発行済み優先株式の割合に応じて行われる。

（10）譲渡

非公募発行により発行された国内優先株式工行優2は、上海証券取引所において譲渡される。国内優先株式工行優2の譲渡に参加する投資家は、CSRCが定める資格要件を満たさなければならない。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

A 株式

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(人民元)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2020年12月31日現在	0	269,612,212,539	0	269,612,212,539	
2021年 6 月30日現在	0	269,612,212,539	0	269,612,212,539	

H 株式

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(人民元)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2020年12月31日現在	0	86,794,044,550	0	86,794,044,550	
2021年 6 月30日現在	0	86,794,044,550	0	86,794,044,550	

優先株式

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(人民元)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2020年12月31日現在	0	1,335,000,000	0	0	
2021年 6 月30日現在	0	1,335,000,000	0	0	

(4) 【大株主の状況】

2021年 6 月30日現在、当行の普通株主は合計691,002人で、議決権の復活した優先株主および特別議決権付株式の株主はなかった。このうち、H 株式保有者は114,805人、A 株式保有者は576,197人であった。

(i) 当行発行済株式資本の１％以上を保有する株主

(2021年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（概算）（％）
匯金公司	中国北京市東城区朝陽門北大街1号新保利大廈	123,717,852,951 (1)	34.71
財政部	中国北京市西城区三里河	110,984,806,678 (1)	31.14
HKSCC Nominees Limited (3)	中国香港デ・ブー・ロード・セントラル199、インフィニタス・プラザ7階	86,168,673,088 (2)	24.18
SSF(4)	中国北京市西城区豊匯園11号楼豊匯時代大廈南翼	12,331,645,186 (1)	3.46
中国平安人寿保險股份有限公司 - 伝統 - 普通保險商品	該当なし	3,687,330,676 (1)	1.03
合計		336,890,308,579	94.52

- 注
- (1) A株式
- (2) H株式
- (3) HKSCC Nominees Limitedの保有株式総数は、2021年6月30日現在HKSCC Nominees Limitedに開設されている口座に登録されている全機関投資家および個人投資家のノミニーとして同社が保有するH株式の総数である。これには、SSF、平安資産管理有限責任公司、Temasek Holdings (Private) Limitedおよび中国人寿保險（集団）公司が保有する当行H株式が含まれる。
- (4) 「社会保障基金を充実させるための国有資本の一部繰入れを包括的に実施することに関する通知」（財資[2019]49号）に基づき、2019年12月、MOFは、A株式12,331,645,186株をSSFの国有資本繰入口座に一括で繰り入れた。「社会保障基金を充実させるための国有資本の一部繰入れの実施計画の発表に関する國務院通知」（国発[2017]49号）に基づく関連要件に従い、SSFは、当該繰入株式の受領日より3年以上ロックアップする義務を履行するものとされている。本報告対象期間末現在、SSFから当行に提供された情報によると、SSFは当行H株式7,946,049,758株も保有しており、A株式とH株式の合計株式数20,277,694,944株は、当行普通株式総数の5.69％を占める。
- (5) 四捨五入しているため、上記の割合表記は参照目的に限る。

(ii) 当行国外優先株主（または代理人）の保有割合

(2021年6月30日現在)

株主氏名 又は名称	株主 の種類	株式の 種類	当期中 の増減	所有株式総数 （株）	保有 割合 （％）	売却制限 対象株式 数	質権設定又は ロックアップ 対象株式数
The Bank of New York Depository (Nominees) Limited	外国法人	米ドル国外優先株式	-	145,000,000	78.4	-	不明
		ユーロ国外優先株式	-	40,000,000	21.6	-	不明

- 注
- (1) 上記のデータは、2021年6月30日現在の当行の国外優先株主名簿に基づく。
- (2) 上記国外優先株式は私募による発行のため、優先株主名簿には引受人の代理人が表示されている。
- (3) 当行は、上記優先株主と普通株主の上位10名間の関連会社関係および共同行為については知らない。
- (4) 保有割合は、優先株主が保有する国外優先株式の国外優先株式総数に対する割合を指す。

(iii) 当行国内優先株式工行優1の保有割合

(2021年6月30日現在)

株主氏名 又は名称	株主 の種類	株式の 種類	当期中 の増減	所有株式総数 (株)	保有割合 (%)	売却制 限 対象株 式数	質権設定又は ロックアップ 対象株式数
中国移动通信集团有限公司	国有企業	国内優先 株式	-	200,000,000	44.4	-	なし
中国煙草總公司	その他法人	国内優先 株式	-	50,000,000	11.1	-	なし
中国人寿保險股份有限公司	国有企業	国内優先 株式	-	35,000,000	7.8	-	なし
中国平安人寿保險股份有限公司	国内 非国有企業	国内優先 株式	-	30,000,000	6.7	-	なし
交銀施羅德資產管理有限公司	国内 非国有企業	国内優先 株式	-	18,000,000	4.0	-	なし
中国国際金融股份有限公司	国有企業	国内優先 株式	3,000,000	18,000,000	4.0	-	なし
建信信託有限責任公司	国有企業	国内優先 株式	-	15,000,000	3.3	-	なし
中銀国際証券股份有限公司	国有企業	国内優先 株式	-	15,000,000	3.3	-	なし
中国煙草總公司 山東省支店	その他法人	国内優先 株式	-	10,000,000	2.2	-	なし
中国煙草總公司 黒龍江省支店	その他法人	国内優先 株式	-	10,000,000	2.2	-	なし
中国平安財産保險股份有限公司	国内 非国有企業	国内優先 株式	-	10,000,000	2.2	-	なし

注

- 上記のデータは、2021年6月30日現在の当行の国内優先株式工行優1株主名簿に基づく。
- 中国煙草總公司山東省支店および中国煙草總公司黒龍江省支店はともに、中国煙草總公司の完全子会社である。
「中国人寿保險股份有限公司 - 伝統 - 普通保險商品 - 005L - CT001滬」は、中国人寿保險股份有限公司が管理している。「中国平安人寿保險股份有限公司 - 伝統 - 普通保險商品」は、中国平安人寿保險股份有限公司が管理している。中国平安人寿保險股份有限公司と中国平安財産保險股份有限公司は関連会社関係にある。匯金公司是、中国国際金融股份有限公司の支配株主である。上記に記載された事項を除いて、当行は、上記優先株主間および上記優先株主と普通株主の上位10名間の関連会社関係および共同行為については知らない。
- 保有割合は、優先株主が保有する国内優先株式工行優1の国内優先株式工行優1総数（450百万株）に対する割合を指す。

(iv) 当行国内優先株式工行優2の保有割合

(2021年6月30日現在)

株主氏名 又は名称	株主 の種類	株式の 種類	当期中 の増減	所有株式総数 (株)	保有割合 (%)	売却 制限 対象 株式 数	質権設定 又は ロック アップ 対象株式 数
中国人寿保險股份有限公司	国有企業	国内優先株式	-	120,000,000	17.1	-	なし
中国移动通信集团有限公司	国有企業	国内優先株式	-	100,000,000	14.3	-	なし
中国国際金融股份有限公司	国有企業	国内優先株式	99,250,000	99,250,000	14.2	-	なし
中銀国際証券股份有限公司	国有企業	国内優先株式	-	70,000,000	10.0	-	なし
建信信託有限責任公司	国有企業	国内優先株式	-	70,000,000	10.0	-	なし
中国煙草總公司	その他法人	国内優先株式	-	50,000,000	7.1	-	なし
上海煙草集團有限責任公司	その他法人	国内優先株式	-	30,000,000	4.3	-	なし
博時基金管理有限公司	国有企業	国内優先株式	-120,450,000	29,550,000	4.2	-	なし
華宝信託有限責任公司	国有企業	国内優先株式	21,200,000	21,200,000	3.0	-	なし
北京銀行股份有限公司	国内 非国有企業	国内優先株式	-	20,000,000	2.9	-	なし

注

- (1) 上記のデータは、当行の2021年6月30日現在の国内優先株式工行優2株主名簿に基づく。
- (2) 上海煙草集團有限責任公司、中国煙草總公司山東省支店および中国煙草總公司黒龍江省支店は全て中国煙草總公司の完全子会社である。「中国人寿保險股份有限公司 - 伝統 - 普通保險商品 - 005L - CT001滬」は、中国人寿保險股份有限公司が管理している。匯金公司是、中国国際金融股份有限公司の支配株主である。上記に記載された事項を除いて、当行は、上記優先株主間および上記優先株主と普通株主の上位10名間の関連会社関係および共同行為については知らない。
- (3) 保有割合は、優先株主が保有する国内優先株式工行優2の国内優先株式工行優2総数(700百万株)に対する割合を指す。

2 【役員の状況】

取締役、監査役および上級役員の変更

本報告書提出日現在、当行の役員は26人（男性23人（88%）、女性3人（12%））である。

2021年6月18日から本報告書提出日までの取締役、監査役および上級役員の変更は以下のとおりである。

2021年6月21日に開催された2020年度年次株主総会において、陳怡芳（Chen Yifang）女史は当行の非業務執行取締役に選任され、その資格は2021年8月にCBIRCより承認された。

2021年7月29日に開催された第1回臨時株主総会において、王景武（Wang Jingwu）氏は当行の業務執行取締役に選任され、その資格は2021年9月にCBIRCより承認された。

2021年8月27日、当行取締役会は、董陽（Dong Yang）氏を当行の非業務執行取締役候補に指名した。董陽氏の当行非業務執行取締役への任命は、審議および決議のため当行株主総会に諮られ、決議により承認された後に、CBIRCに対してその資格承認の申請がなされる。董陽氏の当行非業務執行取締役としての任期は、CBIRCによる承認の日に開始する。

2021年7月29日に開催された第1回臨時株主総会において、黄良波（Huang Liangbo）氏は、当行の株主代表監査役に選任された。黄氏の当行株主代表監査役としての任期は、当行株主総会による承認の日に開始し、また、黄氏の当行監査役会会長への任命も同時に発効した。

第 6 【経理の状況】

- a. 本書記載の中国工商银行股份有限公司及び子会社(以下「当グループ」という。)の邦文の中間財務書類(以下「邦文の中間財務書類」という。)は、国際財務報告基準に準拠して作成された2021年6月30日に終了した中間会計期間の原文の財務書類(以下「原文の中間財務書類」という。)の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第76条第1項の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の人民元表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2021年9月3日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1人民元=17.06円の為替レートが使用されている。

なお、中間財務諸表等規則に基づき、かかる中間財務書類の作成に当たって当グループが採用した会計原則および会計慣行と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則および会計慣行との間の主要な相違については、第6の「3 国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に記載されている

円換算額及び第6の「2 その他」から「3 国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」までの事項は原文の中間財務書類には記載されていない。

- b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1 【中間財務書類】

1 連結損益計算書、連結純損益およびその他の包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書ならびに連結キャッシュ・フロー計算書

1.1 未監査中間連結損益計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年 (未監査)	2020年 (未監査)
受取利息	563,802	543,132
支払利息	(227,509)	(223,241)
純受取利息	336,293	319,891
受取手数料等	83,232	82,207
支払手数料等	(7,289)	(6,649)
純受取手数料等	75,943	75,558
トレーディング純収益(費用)	6,047	(1,635)
金融投資に係る純利得	2,952	7,987
その他の純営業収益	5,171	545
営業収益	426,406	402,346
営業費用	(94,991)	(87,925)
資産に係る減損損失	(124,547)	(125,456)
営業利益	206,868	188,965
関連会社および共同支配企業の利益に対する持分	1,202	386
税引前利益	208,070	189,351
法人所得税	(43,561)	(39,555)
中間純利益	164,509	149,796
中間純利益の帰属先：		
親会社の株主	163,473	148,790
非支配持分	1,036	1,006
中間純利益	164,509	149,796
1株当たり純利益		
- 基本的(人民元)	0.46	0.42
- 希薄化後(人民元)	0.46	0.42

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年 (未監査)	2020年 (未監査)
受取利息	9,618,462	9,265,832
支払利息	(3,881,304)	(3,808,491)
純受取利息	5,737,159	5,457,340
受取手数料等	1,419,938	1,402,451
支払手数料等	(124,350)	(113,432)
純受取手数料等	1,295,588	1,289,019
トレーディング純収益(費用)	103,162	(27,893)
金融投資に係る純利得	50,361	136,258
その他の純営業収益	88,217	9,298
営業収益	7,274,486	6,864,023
営業費用	(1,620,546)	(1,500,001)
資産に係る減損損失	(2,124,772)	(2,140,279)
営業利益	3,529,168	3,223,743
関連会社および共同支配企業の利益に対する持分	20,506	6,585
税引前利益	3,549,674	3,230,328
法人所得税	(743,151)	(674,808)
中間純利益	2,806,524	2,555,520
中間純利益の帰属先：		
親会社の株主	2,788,849	2,538,357
非支配持分	17,674	17,162
中間純利益	2,806,524	2,555,520
1株当たり純利益		
- 基本的(円)	7.85	7.17
- 希薄化後(円)	7.85	7.17

1.2 未監査中間連結純損益およびその他の包括利益計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年 (未監査)	2020年 (未監査)
中間純利益	164,509	149,796
その他の包括利益(税引後・純額)：		
(a)純損益に振り替えられることのない項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の変動	993	(222)
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	2	(13)
()その他	1	3
(b)事後的に純損益に振り替えられる可能性のある項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の公正価値の変動	(982)	2,043
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の信用損失	654	1,039
()キャッシュ・フロー・ヘッジ手段から生じた剰余金	899	(869)
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	(98)	1,075
()為替換算差額	(4,089)	(2,535)
()その他	383	(428)
その他の中間包括利益小計	(2,237)	93
中間包括利益合計	162,272	149,889
中間包括利益の帰属先：		
親会社の株主	161,200	148,850
非支配持分	1,072	1,039
	162,272	149,889

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年 (未監査)	2020年 (未監査)
中間純利益	2,806,524	2,555,520
その他の包括利益(税引後・純額)：		
(a)純損益に振り替えられることのない項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の変動	16,941	(3,787)
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	34	(222)
()その他	17	51
(b)事後的に純損益に振り替えられる可能性のある項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の公正価値の変動	(16,753)	34,854
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の信用損失	11,157	17,725
()キャッシュ・フロー・ヘッジ手段から生じた剰余金	15,337	(14,825)
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	(1,672)	18,340
()為替換算差額	(69,758)	(43,247)
()その他	6,534	(7,302)
その他の中間包括利益小計	(38,163)	1,587
中間包括利益合計	2,768,360	2,557,106
中間包括利益の帰属先：		
親会社の株主	2,750,072	2,539,381
非支配持分	18,288	17,725
	2,768,360	2,557,106

1.3 未監査中間連結財政状態計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	2021年 6 月30日 (未監査)	2020年12月31日 (監査済)
資産の部		
現金および中央銀行預け金	3,652,276	3,537,795
銀行およびその他の金融機関預け金	1,018,469	1,081,897
デリバティブ金融資産	111,102	134,155
リバース・レボ契約	1,014,726	739,288
顧客貸出金等	19,452,291	18,136,328
金融投資	8,845,650	8,591,139
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融投資	701,972	784,483
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資	1,609,127	1,540,988
- 償却原価で測定する金融投資	6,534,551	6,265,668
関連会社および共同支配企業への投資	43,015	41,206
有形固定資産	283,447	286,279
繰延税金資産	74,926	67,713
その他の資産	640,382	729,258
資産の部合計	35,136,284	33,345,058

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	2021年 6 月30日 (未監査)	2020年12月31日 (監査済)
負債の部		
中央銀行預り金	42,668	54,974
純損益を通じて公正価値で測定するものとして		
指定した金融負債	88,383	87,938
デリバティブ金融負債	87,505	140,973
銀行およびその他の金融機関預り金	2,977,531	2,784,259
レボ契約	299,476	293,434
譲渡性預金	305,517	335,676
顧客預り金	26,602,333	25,134,726
未払法人所得税	61,253	89,785
繰延税金負債	2,999	2,881
発行社債	781,671	798,127
その他の負債	840,141	712,770
負債の部合計	32,089,477	30,435,543
資本の部		
親会社の株主に帰属する資本		
株式資本	356,407	356,407
その他の資本性金融商品	295,811	225,819
準備金	799,230	800,718
利益剰余金	1,578,442	1,510,558
	3,029,890	2,893,502
非支配持分	16,917	16,013
資本の部合計	3,046,807	2,909,515
資本および負債の部合計	35,136,284	33,345,058

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	2021年 6 月30日 (未監査)	2020年12月31日 (監査済)
資産の部		
現金および中央銀行預け金	62,307,829	60,354,783
銀行およびその他の金融機関預け金	17,375,081	18,457,163
デリバティブ金融資産	1,895,400	2,288,684
リバース・レボ契約	17,311,226	12,612,253
顧客貸出金等	331,856,084	309,405,756
金融投資	150,906,789	146,564,831
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融投資	11,975,642	13,383,280
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資	27,451,707	26,289,255
- 償却原価で測定する金融投資	111,479,440	106,892,296
関連会社および共同支配企業への投資	733,836	702,974
有形固定資産	4,835,606	4,883,920
繰延税金資産	1,278,238	1,155,184
その他の資産	10,924,917	12,441,141
資産の部合計	599,425,005	568,866,689

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	2021年 6 月30日 (未監査)	2020年12月31日 (監査済)
負債の部		
中央銀行預り金	727,916	937,856
純損益を通じて公正価値で測定するものとして		
指定した金融負債	1,507,814	1,500,222
デリバティブ金融負債	1,492,835	2,404,999
銀行およびその他の金融機関預り金	50,796,679	47,499,459
レボ契約	5,109,061	5,005,984
譲渡性預金	5,212,120	5,726,633
顧客預り金	453,835,801	428,798,426
未払法人所得税	1,044,976	1,531,732
繰延税金負債	51,163	49,150
発行社債	13,335,307	13,616,047
その他の負債	14,332,805	12,159,856
負債の部合計	547,446,478	519,230,364
資本の部		
親会社の株主に帰属する資本		
株式資本	6,080,303	6,080,303
その他の資本性金融商品	5,046,536	3,852,472
準備金	13,634,864	13,660,249
利益剰余金	26,928,221	25,770,119
	51,689,923	49,363,144
非支配持分	288,604	273,182
資本の部合計	51,978,527	49,636,326
資本および負債の部合計	599,425,005	568,866,689

[次へ](#)

1.4 未監査中間連結持分変動計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	親会社の株主に帰属													非支配 持分	資本 合計
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	準備金							小計	利益 剰余金	合計			
			資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金						
2021年1月1日現在残高	356,407	225,819	148,640	322,911	339,701	22,377	(27,882)	(4,725)	(304)	800,718	1,510,558	2,893,502	16,013	2,909,515	
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	163,473	163,473	1,036	164,509	
その他の包括利益	—	—	—	—	—	520	(3,992)	913	286	(2,273)	—	(2,273)	36	(2,237)	
包括利益合計	—	—	—	—	—	520	(3,992)	913	286	(2,273)	163,473	161,200	1,072	162,272	
配当金 - 普通株式2020年度最 終	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(94,804)	(94,804)	—	(94,804)	
利益準備金への積立て()	—	—	—	240	—	—	—	—	—	240	(240)	—	—	—	
一般準備金への積立て()	—	—	—	—	193	—	—	—	—	193	(193)	—	—	—	
その他の資本性金融商品の保 有者による出資	—	69,992	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69,992	—	69,992	
非支配株主への配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(168)	(168)	
利益剰余金に振り替えたその 他の包括利益	—	—	—	—	—	352	—	—	—	352	(352)	—	—	—	
2021年6月30日現在残高（未 監査）	356,407	295,811	148,640	323,151	339,894	23,249	(31,874)	(3,812)	(18)	799,230	1,578,442	3,029,890	16,917	3,046,807	

() 海外支店および子会社の積立て分、それぞれ56百万人民元および184百万人民元を含む。

() 海外支店および子会社の積立て分、それぞれ23百万人民元および170百万人民元を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	親会社の株主に帰属 準備金											非支配 持分	資本 合計	
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シユ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計	利益 剰余金			
合計														
2021年1月1日現在残高	6,080,303	3,852,472	2,535,798	5,508,862	5,795,299	381,752	(475,667)	(80,609)	(5,186)	13,660,249	25,770,119	49,363,144	273,182	49,636,326
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,788,849	2,788,849	17,674	2,806,524
その他の包括利益	—	—	—	—	—	8,871	(68,104)	15,576	4,879	(38,777)	—	(38,777)	614	(38,163)
包括利益合計	—	—	—	—	—	8,871	(68,104)	15,576	4,879	(38,777)	2,788,849	2,750,072	18,288	2,768,360
配当金 - 普通株式2020 年度最終	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1,685,596)	(1,617,356)	—	(1,685,596)
利益準備金への積立て ()	—	—	—	4,094	—	—	—	—	—	4,094	(4,094)	—	—	—
一般準備金への積立て ()	—	—	—	—	3,293	—	—	—	—	3,293	(3,293)	—	—	—
その他の資本性金融商 品の保有者による出 資	—	1,194,064	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,194,064	—	1,194,064
非支配株主への配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(2,866)	(2,866)
利益剰余金に振り替え たその他の包括利益	—	—	—	—	—	6,005	—	—	—	6,005	(6,005)	—	—	—
2021年6月30日現在残 高 (未監査)	6,080,303	5,046,536	2,535,798	5,512,956	5,798,592	396,628	(543,770)	(65,033)	(307)	13,634,864	26,928,221	51,689,923	288,604	51,978,527

() 海外支店および子会社の積立て分、それぞれ955百万円および3,139百万円を含む。

() 海外支店および子会社の積立て分、それぞれ392百万円および2,900百万円を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	親会社の株主に帰属													
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	準備金							小計	利益 剰余金	合計	非支配 持分	資本 合計
資本 準備金			利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金						
2020年1月1日現在残高	356,407	206,132	149,139	292,291	305,019	23,280	(18,568)	(4,453)	(1,597)	745,111	1,368,536	2,676,186	15,817	2,692,003
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	148,790	148,790	1,006	149,796
その他の包括利益	—	—	—	—	—	2,809	(2,534)	(852)	637	60	—	60	33	93
包括利益合計	—	—	—	—	—	2,809	(2,534)	(852)	637	60	148,790	148,850	1,039	149,889
配当金 - 普通株式2019年度最終	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(93,664)	(93,664)	—	(93,664)
利益準備金への積立て()	—	—	—	477	—	—	—	—	—	477	(477)	—	—	—
一般準備金への積立て()	—	—	—	—	129	—	—	—	—	129	(129)	—	—	—
子会社株式の持株比率の変動	—	—	(499)	—	—	—	—	—	—	(499)	—	(499)	(780)	(1,279)
非支配株主への配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(188)	(188)
利益剰余金に振り替えたその他の包括利益	—	—	—	—	—	(6)	—	—	—	(6)	4	(2)	2	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	(5)	(5)	—	(5)	—	(5)
2020年6月30日現在残高（未監査）	356,407	206,132	148,640	292,768	305,148	26,083	(21,102)	(5,305)	(965)	745,267	1,423,060	2,730,866	15,890	2,746,756

() 海外支店および子会社の積立て分、それぞれ67百万人民元および410百万人民元を含む。

() 子会社の積立て分、129百万人民元を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	親会社の株主に帰属											非支配 持分	資本 合計	
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	準備金							利益 剰余金	合計			
			資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計				
2020年1月1日現在残高	6,080,303	3,516,612	2,544,311	4,986,484	5,203,624	397,157	(316,770)	(75,968)	(27,245)	12,711,594	23,347,224	45,655,733	269,838	45,925,571
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,538,357	2,538,357	17,162	2,555,520
その他の包括利益	—	—	—	—	—	47,922	(43,230)	(14,535)	10,867	1,024	—	1,024	563	1,587
包括利益合計	—	—	—	—	—	47,922	(43,230)	(14,535)	10,867	1,024	2,538,357	2,539,381	17,725	2,557,106
配当金 - 普通株式2019年度最終	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1,597,908)	(1,597,908)	—	(1,597,908)
利益準備金への積立て（ ）	—	—	—	8,138	—	—	—	—	—	8,138	(8,138)	—	—	—
一般準備金への積立て（ ）	—	—	—	—	2,201	—	—	—	—	2,201	(2,201)	—	—	—
子会社株式の持株比率の変動	—	—	(8,513)	—	—	—	—	—	—	(8,513)	—	(8,513)	(13,307)	(21,820)
非支配株主への配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(3,207)	(3,207)
利益剰余金に振り替えたその他の包括利益	—	—	—	—	—	(102)	—	—	—	(102)	68	(34)	34	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	(85)	(85)	—	(85)	—	(85)
2020年6月30日現在残高（未監査）	6,080,303	3,516,612	2,535,798	4,994,622	5,205,825	444,976	(360,000)	(90,503)	(16,463)	12,714,255	24,277,404	46,588,574	271,083	46,859,657

() 海外支店および子会社の積立て分、それぞれ1,143百万円および6,995百万円を含む。

() 子会社の積立て分、2,201百万円を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	親会社の株主に帰属													非支配 持分	資本 合計
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	準備金							小計	利益 剰余金	合計			
資本 準備金			利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金							
2020年1月1日現在残高	356,407	206,132	149,139	292,291	305,019	23,280	(18,568)	(4,453)	(1,597)	745,111	1,368,536	2,676,186	15,817	2,692,003	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	315,906	315,906	1,779	317,685	
その他の包括利益	—	—	—	—	—	(672)	(15,753)	(272)	1,327	(15,370)	—	(15,370)	(469)	(15,839)	
包括利益合計	—	—	—	—	—	(672)	(15,753)	(272)	1,327	(15,370)	315,906	300,536	1,310	301,846	
配当金 - 普通株式2019年度最 終	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(93,664)	(93,664)	—	(93,664)	
その他の資本性金融商品の保 有者に対する配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(8,839)	(8,839)	—	(8,839)	
利益準備金への積立て（ ）	—	—	—	31,485	—	—	—	—	—	31,485	(31,485)	—	—	—	
一般準備金への積立て（ ）	—	—	—	—	34,682	—	—	—	—	34,682	(34,682)	—	—	—	
その他の資本性金融商品の保有 者による出資	—	19,687	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,687	—	19,687	
子会社株式の持株比率の変動	—	—	(499)	—	—	—	—	—	—	(499)	—	(499)	(780)	(1,279)	
非支配株主への配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(337)	(337)	
利益剰余金に振り替えたその 他の包括利益	—	—	—	—	—	(221)	—	—	—	(221)	218	(3)	3	—	
その他	—	—	—	(865)	—	(10)	6,439	—	(34)	5,530	(5,432)	98	—	98	
2020年12月31日現在残高（監 査済）	356,407	225,819	148,640	322,911	339,701	22,377	(27,882)	(4,725)	(304)	800,718	1,510,558	2,893,502	16,013	2,909,515	

() 海外支店および子会社の積立て分、それぞれ101百万人民元および935百万人民元を含む。

() 海外支店および子会社の積立て分、それぞれ11百万人民元および1,435百万人民元を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	親会社の株主に帰属											非支配 持分	資本 合計	
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計	利益 剰余金			
2020年1月1日現在残高	6,080,303	3,516,612	2,544,311	4,986,484	5,203,624	397,157	(316,770)	(75,968)	(27,245)	12,711,594	23,347,224	45,655,733	269,838	45,925,571
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,389,356	5,389,356	30,350	5,419,706
その他の包括利益	—	—	—	—	—	(11,464)	(268,746)	(4,640)	22,639	(262,212)	—	(262,212)	(8,001)	(270,213)
包括利益合計	—	—	—	—	—	(11,464)	(268,746)	(4,640)	22,639	(262,212)	5,389,356	5,127,144	22,349	5,149,493
配当金 - 普通株式2019 年度最終	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1,597,908)	(1,597,908)	—	(1,597,908)
その他の資本性金融商 品の保有者に対する 配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(150,793)	(150,793)	—	(150,793)
利益準備金への積立て ()	—	—	—	537,134	—	—	—	—	—	537,134	(537,134)	—	—	—
一般準備金への積立て ()	—	—	—	—	591,675	—	—	—	—	591,675	(591,675)	—	—	—
その他の資本性金融商品 の保有者による出資	—	335,860	—	—	—	—	—	—	—	—	—	335,860	—	335,860
子会社株式の持株比率 の変動	—	—	(8,513)	—	—	—	—	—	—	(8,513)	—	(8,513)	(13,307)	(21,820)
非支配株主への配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(5,749)	(5,749)
利益剰余金に振り替え たその他の包括利益	—	—	—	—	—	(3,770)	—	—	—	(3,770)	3,719	(51)	51	—
その他	—	—	—	(14,757)	—	(171)	109,849	—	(580)	94,342	(92,670)	1,672	—	1,672
2020年12月31日現在残高 (監査済)	6,080,303	3,852,472	2,535,798	5,508,862	5,795,299	381,752	(475,667)	(80,609)	(5,186)	13,660,249	25,770,119	49,363,144	273,182	49,636,326

() 海外支店および子会社の積立て分、それぞれ1,723百万円および15,951百万円を含む。

() 海外支店および子会社の積立て分、それぞれ188百万円および24,481百万円を含む。

[次へ](#)

1.5 未監査中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年 (未監査)	2020年 (未監査)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	208,070	189,351
調整：		
関連会社および共同支配企業の利益に対する持分	(1,202)	(386)
減価償却費	13,382	13,645
償却費	1,267	1,171
資産に係る減損損失	124,547	125,456
未実現為替差損	17,488	10,839
発行社債の支払利息	13,939	13,244
減損貸出金に係る増価利息	(735)	(941)
金融投資に係る純利得	(9,272)	(5,869)
金融投資に係る受取利息	(127,855)	(120,447)
公正価値の変動による純利得	(1,329)	(6,751)
有形固定資産およびその他の資産（担保権実行資産を除く）の 処分および超過に係る純利得	(873)	(730)
受取配当金	(1,326)	(1,054)
	236,101	217,528
営業用資産の純（増加）減少：		
中央銀行預け金	(179,968)	176,573
銀行およびその他の金融機関預け金	177,811	23,905
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	30,416	(19,355)
リバース・レボ契約	(137,720)	70,931
顧客貸出金等	(1,435,048)	(1,255,273)
その他の資産	37,525	(174,316)
	(1,506,984)	(1,177,535)

営業用負債の純（減少）増加：

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債	(502)	22,174
中央銀行預り金	(12,305)	31,427
銀行およびその他の金融機関預り金	193,692	698,647
レボ契約	6,153	(12,477)
譲渡性預金	(29,847)	(16,537)
顧客預り金	1,424,532	2,060,021
その他の負債	145,449	133,077
	<u>1,727,172</u>	<u>2,916,332</u>
営業活動による税引前純キャッシュ・フロー	456,289	1,956,325
法人所得税支払額	<u>(78,743)</u>	<u>(82,592)</u>
営業活動による純キャッシュ・フロー	<u>377,546</u>	<u>1,873,733</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産およびその他の資産の購入	(9,041)	(10,769)
有形固定資産およびその他の資産（担保権実行資産を除く）の売却による収入	2,139	981
金融投資の購入	(1,635,233)	(1,631,900)
金融投資の売却および償還による収入	1,296,712	967,154
投資収益の受取額	129,788	114,096
関連会社および共同支配企業への投資	(929)	(130)
関連会社および共同支配企業の処分による収入	—	179
投資活動による純キャッシュ・フロー	<u>(216,564)</u>	<u>(560,389)</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他の資本性金融商品の発行による収入	70,000	—
社債の発行による収入	417,449	441,364
社債利息の支払額	(11,418)	(13,772)
社債の償還	(430,449)	(449,224)
非支配持分の取得	—	(1,279)
普通株式に係る配当金の支払額	—	(70,854)
非支配株主への配当金の支払額	(168)	(188)
その他の財務活動による現金の支払額	<u>(5,154)</u>	<u>(2,423)</u>
財務活動による純キャッシュ・フロー	<u>40,260</u>	<u>(96,376)</u>
現金および現金同等物の純増加額	201,242	1,216,968
現金および現金同等物期首残高	1,791,122	1,450,413
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響額	<u>(12,797)</u>	<u>9,830</u>
現金および現金同等物期末残高	<u>1,979,567</u>	<u>2,677,211</u>
営業活動による純キャッシュ・フローに含まれる項目：		
利息受取額	458,441	435,378
利息支払額	<u>(173,129)</u>	<u>(209,678)</u>

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年 (未監査)	2020年 (未監査)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	3,549,674	3,230,328
調整：		
関連会社および共同支配企業の利益に対する持分	(20,506)	(6,585)
減価償却費	228,297	232,784
償却費	21,615	19,977
資産に係る減損損失	2,124,772	2,140,279
未実現為替差損	298,345	184,913
発行社債の支払利息	237,799	225,943
減損貸出金に係る増価利息	(12,539)	(16,053)
金融投資に係る純利得	(158,180)	(100,125)
金融投資に係る受取利息	(2,181,206)	(2,054,826)
公正価値の変動による純利得	(22,673)	(115,172)
有形固定資産およびその他の資産（担保権実行資産を除く）の 処分および超過に係る純利得	(14,893)	(12,454)
受取配当金	(22,622)	(17,981)
	<u>4,027,883</u>	<u>3,711,028</u>
営業用資産の純（増加）減少：		
中央銀行預け金	(3,070,254)	3,012,335
銀行およびその他の金融機関預け金	3,033,456	407,819
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	518,897	(330,196)
リバース・レポ契約	(2,349,503)	1,210,083
顧客貸出金等	(24,481,919)	(21,414,957)
その他の資産	640,177	(2,973,831)
	<u>(25,709,147)</u>	<u>(20,088,747)</u>

営業用負債の純（減少）増加：

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債	(8,564)	378,288
中央銀行預り金	(209,923)	536,145
銀行およびその他の金融機関預り金	3,304,386	11,918,918
レボ契約	104,970	(212,858)
譲渡性預金	(509,190)	(282,121)
顧客預り金	24,302,516	35,143,958
その他の負債	2,481,360	2,270,294
	<u>29,465,554</u>	<u>49,752,624</u>
営業活動による税引前純キャッシュ・フロー	7,784,290	33,374,905
法人所得税支払額	<u>(1,343,356)</u>	<u>(1,409,020)</u>
営業活動による純キャッシュ・フロー	<u>6,440,935</u>	<u>31,965,885</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産およびその他の資産の購入	(154,239)	(183,719)
有形固定資産およびその他の資産（担保権実行資産を除く）の売却による収入	36,491	16,736
金融投資の購入	(27,897,075)	(27,840,214)
金融投資の売却および償還による収入	22,121,907	16,499,647
投資収益の受取額	2,214,183	1,946,478
関連会社および共同支配企業への投資	(15,849)	(2,218)
関連会社および共同支配企業の処分による収入	—	3,054
投資活動による純キャッシュ・フロー	<u>(3,694,582)</u>	<u>(9,560,236)</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他の資本性金融商品の発行による収入	1,194,200	—
社債の発行による収入	7,121,680	7,529,670
社債利息の支払額	(194,791)	(234,950)
社債の償還	(7,343,460)	(7,663,761)
非支配持分の取得	—	(21,820)
普通株式に係る配当金の支払額	—	(1,208,769)
非支配株主への配当金の支払額	(2,866)	(3,207)
その他の財務活動による現金の支払額	<u>(87,927)</u>	<u>(41,336)</u>
財務活動による純キャッシュ・フロー	<u>686,836</u>	<u>(1,644,175)</u>
現金および現金同等物の純増加額	3,433,189	20,761,474
現金および現金同等物期首残高	30,556,541	24,744,046
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響額	<u>(218,317)</u>	<u>167,700</u>
現金および現金同等物期末残高	<u>33,771,413</u>	<u>45,673,220</u>
営業活動による純キャッシュ・フローに含まれる項目：		
利息受取額	7,821,003	7,427,549
利息支払額	<u>(2,953,581)</u>	<u>(3,577,107)</u>

[前へ](#)[次へ](#)

2 重要な会計方針

IFRSの改訂の適用

当中間期において、当グループは、IASBが公表し、2021年1月1日以後に開始する年次期間から当グループの連結財務諸表の作成に強制適用される以下のIFRSの改訂を初めて適用している。

IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号の改訂

金利指標改革 - フェーズ2

加えて、当グループは、IFRS第16号の改訂「2021年6月30日より後のCovid-19に関連した賃料減免」を早期適用している。当改訂の適用は、当グループの当期間および過去の期間の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼさなかった。

IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号の改訂「金利指標改革 - フェーズ2」の適用に関する影響および会計方針

金利指標改革の結果としての契約上のキャッシュ・フローの決定基礎の変更

償却原価の測定が適用される金融資産または金融負債について、金利指標改革の結果として契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎が変更される場合、当グループは、実効金利を更新することで当該変更を会計処理する実務上の便法を適用している。こうした実効金利の変更は、通常、関連する金融資産または金融負債の帳簿価額に重要な影響を及ぼさない。

契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎の変更は、以下の双方の条件を満たす場合にのみ、金利指標改革によって要求される。

- ・ 金利指標改革の直接の結果として当該変更が必要となる。
- ・ 契約上のキャッシュ・フローの新たな決定基礎は、従前の基礎（すなわち、変更直前の基礎）と経済的に同等である。

金融資産または金融負債に対して、金利指標改革で要求される契約上のキャッシュ・フローの決定基礎の変更に加えて別の変更が行われる場合、当グループはまず、金利指標改革で要求される変更に対して、実効金利を更新する実務上の便法を適用する。次に、当該実務上の便法が適用されない追加の変更に対して、IFRS第9号「金融商品」における金融資産または金融負債の条件変更に関して適用される要求事項を適用する。

経過措置および影響の要約

金利指標改革による影響を受ける当グループの業務は、主に、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）に関連するものであり、貸出金、債券投資およびデリバティブ等から構成される。当グループでは、当該改革を特に重視し、協調的な取り組みを行っており、主流となる新たな代替指標を使用して貸出金や金融市場投資等に関する顧客のニーズを満たす能力を開発してきた。評価の結果、当グループは、当改訂の適用が当グループの当期間の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼさなかったと考えている。

重要な会計方針

本連結財務諸表は、公正価値で測定される一部の金融商品を除き、取得原価基準で作成されている。

2021年6月30日に終了した6ヶ月間の連結財務諸表で使用した会計方針および計算方法は、上記のIFRSの改訂の適用を除き、2020年12月31日に終了した年度の当グループの年次財務諸表において表示したものと同一である。

3 未監査中間財務報告注記

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

3.1 純受取利息

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
受取利息：		
顧客貸出金等：		
法人貸出金等	226,742	221,240
個人貸出金	171,427	155,002
割引手形	4,790	6,097
金融投資	127,855	118,487
銀行およびその他の金融機関預け金	12,071	21,379
中央銀行預け金	20,917	20,927
	<u>563,802</u>	<u>543,132</u>
支払利息：		
顧客預り金	(190,688)	(177,272)
銀行およびその他の金融機関預り金	(21,838)	(29,723)
発行社債	(14,983)	(16,246)
	<u>(227,509)</u>	<u>(223,241)</u>
純受取利息	<u>336,293</u>	<u>319,891</u>

3.2 純受取手数料等

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
決済・清算業務および現金管理	21,949	20,216
個人向け資産運用およびプライベート・バンキング・サービス	16,354	15,274
投資銀行業務	15,117	14,796
銀行カード業務	8,020	9,957
保証およびコミットメント業務	7,256	7,672
法人向け資産運用サービス	7,238	7,622
資産保管業務	4,512	4,020
信託および代理サービス	1,196	1,057
その他	1,590	1,593
受取手数料等	83,232	82,207
支払手数料等	(7,289)	(6,649)
純受取手数料等	75,943	75,558

3.3 トレーディング純収益（費用）

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
債券	3,265	3,107
株式投資	1,100	2,012
デリバティブおよびその他	1,682	(6,754)
	6,047	(1,635)

上表の値には、トレーディング目的の金融資産および負債の売買損益、受取利息、支払利息および公正価値の変動が主に含まれている。

3.4 金融投資に係る純利得

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
FVTOCIで測定するものとして指定した株式投資からの受取配当金	1,326	1,054
うち：		
期中に認識の中止が行われたもの	—	—
当中間期の末日現在保有しているもの	1,326	1,054
FVTPLで測定する金融商品に係る純利得	526	5,358
うち：		
FVTPLで測定するものとして指定した金融商品に係る損失	(10,391)	(1,398)
FVTOCIで測定する金融商品の処分による純利得	1,124	1,504
その他	(24)	71
	<u>2,952</u>	<u>7,987</u>

3.5 その他の純営業収益

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
純保険料収益	23,479	29,933
保険事業の営業費	(26,227)	(32,242)
有形固定資産、担保権実行資産およびその他の資産の純売却益	881	805
その他	7,038	2,049
	<u>5,171</u>	<u>545</u>

3.6 営業費用

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
人件費：		
給与および賞与	40,186	38,692
従業員給付	11,509	11,107
退職給付—確定拠出制度	8,484	5,139
	<u>60,179</u>	<u>54,938</u>
固定資産費用：		
有形固定資産の減価償却費	7,291	6,773
使用権資産の減価償却費およびその他のリース関連費用	4,056	4,088
修繕維持費	1,001	962
水道光熱費	831	751
	<u>13,179</u>	<u>12,574</u>
償却費	1,267	1,171
その他の管理費用	9,553	8,748
税金および追徴金	4,646	4,406
その他	6,167	6,088
	<u>94,991</u>	<u>87,925</u>

3.7 資産に係る減損損失

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
顧客貸出金等	102,257	111,705
その他	22,290	13,751
	<u>124,547</u>	<u>125,456</u>

3.8 法人所得税

(a) 法人所得税

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
当中間期法人所得税：		
中国本土	45,478	38,848
香港およびマカオ	998	1,103
その他の海外法域	1,263	1,795
	47,739	41,746
繰延法人所得税	(4,178)	(2,191)
	43,561	39,555

(b) 法人所得税と会計上の利益との調整

PRCの法人所得税は、25%の法定税率で算出されている。その他の地域での課税対象利益に対する税額は、当グループが営業する国または地域の現行の適用税率で計算されている。PRCの法定法人所得税率による税引前利益に対する法人所得税額と、当グループの実効法人所得税率による法人所得税額との調整は、以下のとおりである。

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
税引前利益	208,070	189,351
PRCの法定法人所得税率による税金	52,018	47,338
他国または他地域との現行の適用税率の相違による影響	(983)	(952)
損金算入できない費用の影響	15,867	13,387
非課税所得の影響	(22,958)	(20,015)
関連会社および共同支配企業に帰属する利益の影響	(301)	(96)
その他の影響	(82)	(107)
法人所得税	43,561	39,555

3.9 配当

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
宣言され支払済または支払予定の普通株式配当		
2020年度最終普通株式配当：1株当たり0.2660人民元		
(2019年度：1株当たり0.2628人民元)	94,804	93,664

3.10 1株当たり純利益

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
純利益：		
親会社の普通株式の株主に帰属する中間純利益	163,473	148,790
株式：		
加重平均発行済普通株式数（百万株）	356,407	356,407
基本的1株当たり純利益（人民元）	0.46	0.42
希薄化後1株当たり純利益（人民元）	0.46	0.42

基本的および希薄化後1株当たり純利益は、親会社の普通株式の株主に帰属する中間純利益を加重平均発行済普通株式数で除いたものである。

3.11 デリバティブ金融商品

デリバティブとは、特定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、為替レート、価格もしくは金利の指数、信用格付もしくは信用指数、またはその他の類似する変数の変動に対応して価値が変動する金融商品である。当グループは、先渡契約、スワップ、オプションを含むデリバティブ金融商品を利用している。

デリバティブの想定元本は、上述の特定の金融商品の金額を表している。それは、当グループの取引量を示すが、リスクを反映するものではない。

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格をいう。

当グループの会計方針に従って、相殺の要件を満たす一部のデリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債は、財務諸表において純額で表示されている。2021年6月30日現在、相殺の要件を満たすデリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債はそれぞれ45,072百万人民元（2020年12月31日現在：48,896百万人民元）および47,027百万人民元（2020年12月31日現在：51,690百万人民元）であり、相殺後のデリバティブ金融資産の純額およびデリバティブ金融負債の純額はそれぞれ29,847百万人民元（2020年12月31日現在：37,045百万人民元）および31,802百万人民元（2020年12月31日現在：39,839百万人民元）である。

当グループが保有していたデリバティブ金融商品の想定元本および公正価値は以下のとおりである。

	2021年6月30日			2020年12月31日		
	想定元本	公正価値		想定元本	公正価値	
		資産	負債		資産	負債
為替契約	5,750,543	62,541	(51,966)	5,779,609	95,260	(91,559)
金利契約	1,887,446	17,352	(17,633)	2,199,849	23,002	(25,248)
コモディティ・デリバティブおよびその他	1,048,964	31,209	(17,906)	804,987	15,893	(24,166)
	<u>8,686,953</u>	<u>111,102</u>	<u>(87,505)</u>	<u>8,784,445</u>	<u>134,155</u>	<u>(140,973)</u>

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループのキャッシュ・フロー・ヘッジは、将来のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーをヘッジする目的で利用する金利スワップ契約、通貨スワップ契約およびエクイティ・デリバティブから構成されている。

上記デリバティブ金融商品のうち、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されているものは、次のとおりである。

2021年6月30日						
	残存期間別想定元本					公正価値
	3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産 負債
金利スワップ契約	287	5,185	7,864	240	13,576	6 (324)
通貨スワップ契約	42,989	62,934	1,368	—	107,291	1,341 (952)
エクイティ・デリバティブ	19	28	54	6	107	— (17)
	<u>43,295</u>	<u>68,147</u>	<u>9,286</u>	<u>246</u>	<u>120,974</u>	<u>1,347</u> <u>(1,293)</u>

2020年12月31日						
	残存期間別想定元本					公正価値
	3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産 負債
金利スワップ契約	209	15,909	8,730	239	25,087	61 (546)
通貨スワップ契約	71,490	77,779	1,211	—	150,480	4,150 (1,243)
エクイティ・デリバティブ	29	3	33	3	68	— (15)
	<u>71,728</u>	<u>93,691</u>	<u>9,974</u>	<u>242</u>	<u>175,635</u>	<u>4,211</u> <u>(1,804)</u>

当グループのキャッシュ・フロー・ヘッジにおいてヘッジされているリスク・エクスポージャーおよびそれに対応する資本への影響額の詳細は、次のとおりである。

2021年6月30日					
ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ手段		連結財政状態計算書 における表示科目	
		当中間期中の その他の包括 利益への影響額	その他の包括 利益への 累積的影響額		
資産	負債				
債券	47,180	(83,841)	(121)	(152)	FVTOCIで測定する金融投資 / 償却原価で測定する金融投資 / 発行社債
貸出金	5,030	—	89	7	顧客貸出金等
その他	10,003	(34,961)	443	(4,081)	銀行およびその他の金融機関預け金 / その他の資産 / 銀行およびその他の金融機関預り金 / 譲渡性預金 / 顧客預り金 / その他の負債
	62,213	(118,802)	411	(4,226)	
2020年12月31日					
ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ手段		連結財政状態計算書 における表示科目	
		当期中の その他の包括 利益への影響額	その他の包括 利益への 累積的影響額		
資産	負債				
債券	58,998	(14,779)	(62)	(31)	FVTOCIで測定する金融投資 / 償却原価で測定する金融投資 / 発行社債
貸出金	2,278	—	(65)	(82)	顧客貸出金等
その他	58,190	(308,298)	(19)	(4,524)	銀行およびその他の金融機関預け金 / その他の資産 / 銀行およびその他の金融機関預り金 / 譲渡性預金 / 顧客預り金 / その他の負債
	119,466	(323,077)	(146)	(4,637)	

2021年6月30日および2020年6月30日に終了した6ヶ月間において、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じ、純損益で認識されたヘッジの非有効部分はない。

公正価値ヘッジ

当グループは、市場金利の変動に起因する金融資産および金融負債の公正価値の変動をヘッジする目的で、公正価値ヘッジを利用している。当グループは、金融資産および金融負債の金利リスクをヘッジするためのヘッジ手段として、主に金利スワップを利用している。

当グループは、ヘッジ手段の公正価値の変動、およびヘッジ対象に関連するヘッジされたリスクから発生する利得または損失（純額）を監視することで、報告期間におけるヘッジの有効性を評価している。

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2021年	2020年
公正価値ヘッジから発生する純利得（損失）：		
ヘッジ手段	1,361	(2,661)
ヘッジされたリスクに関連するヘッジ対象	(1,341)	2,623
	<u>20</u>	<u>(38)</u>

上記のデリバティブ金融商品のうち、公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されているものは、次のとおりである。

	2021年 6 月30日					公正価値	
	残存期間別想定元本					資産	負債
	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	合計		
金利スワップ契約	3,532	26,422	40,056	19,503	89,513	378	(1,763)

	2020年12月31日					公正価値	
	残存期間別想定元本					資産	負債
	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	合計		
金利スワップ契約	3,074	31,267	38,119	24,984	97,444	277	(3,119)

当グループの公正価値ヘッジにおいてヘッジされているリスク・エクスポージャーの詳細は、次のとおりである。

2021年 6 月30日					
	ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ対象の公正価値に対する累 積的調整額		連結財政状態計算書に おける表示科目
	資産	負債	資産	負債	
債券	56,162	(2,404)	4,617	(19)	FVTOCIで測定する金融 投資 / 償却原価で測定 する金融投資 / 発行社債
貸出金	4,273	—	1,147	—	顧客貸出金等
その他	13,036	(12,904)	74	37	リバース・レボ契約 / 銀行およびその他の 金融機関預り金 / レボ 契約 / 譲渡性預金
	73,471	(15,308)	5,838	18	
2020年12月31日					
	ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ対象の公正価値に対する累 積的調整額		連結財政状態計算書に おける表示科目
	資産	負債	資産	負債	
債券	58,827	(5,062)	6,908	(237)	FVTOCIで測定する金融 投資 / 償却原価で測定 する金融投資 / 発行社債
貸出金	5,435	—	1,462	—	顧客貸出金等
その他	13,289	(10,028)	166	68	リバース・レボ契約 / 銀行およびその他の 金融機関預り金 / レボ 契約 / 譲渡性預金
	77,551	(15,090)	8,536	(169)	

純投資のヘッジ

当グループの連結財政状態計算書は、当行の機能通貨と支店および子会社の機能通貨との間の為替差額の影響を受ける。当グループは、限定的な状況においてのみ、このような為替エクスポージャーをヘッジしている。ヘッジ手段には、関連する支店および子会社の機能通貨と同じ通貨建ての預金を用いており、特定の在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして会計処理している。

2021年6月30日現在、純投資のヘッジに関連して、ヘッジ手段からの純利得累計額1,224百万人民元が「その他の包括利益」に認識されている（2020年12月31日現在：純利得累計額889百万人民元）。2021年6月30日現在、純投資ヘッジから生じ、純損益で認識されたヘッジの非有効部分はない（2020年12月31日現在：なし）。

デリバティブ金融商品の取引相手の信用リスク加重資産

報告日未現在、上記の当グループのデリバティブに関する信用リスク加重資産は、次のとおりである。

	2021年6月30日	2020年12月31日
取引相手の債務不履行リスク加重資産	151,634	147,747
内訳：		
純額決済されていない債務不履行リスク加重資産	73,754	76,703
純額決済された債務不履行リスク加重資産	77,880	71,044
信用評価調整リスク加重資産	40,156	48,366
中央清算機関の信用リスク加重資産	3,102	2,351
	194,892	198,464

デリバティブ金融商品の信用リスク加重資産は、CBIRCが公表した「商業銀行の自己資本比率管理規制（暫定版）」に基づいて算出された。

[前へ](#)

[次へ](#)

3.12 金融投資

	2021年 6 月30日	2020年12月31日
FVTPLで測定する金融投資	701,972	784,483
FVTOCIで測定する金融投資	1,609,127	1,540,988
償却原価で測定する金融投資	6,534,551	6,265,668
	<u>8,845,650</u>	<u>8,591,139</u>

3.13 その他の包括利益

	6 月30日に終了した 6 ヶ月間	
	2021年	2020年
(a)純損益に振り替えられることのない項目：		
()FVTOCIで測定するものとして指定した資本性金融 商品の公正価値の変動	993	(222)
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	2	(13)
()その他	1	3
(b)事後的に純損益に振り替えられる可能性のある項目：		
()FVTOCIで測定する負債性金融商品の公正価値の 変動	(3)	3,434
控除：その他の包括利益から純損益への振替額	(1,124)	(293)
税効果	145	(1,098)
	<u>(982)</u>	<u>2,043</u>
()FVTOCIで測定する負債性金融商品の信用損失	654	1,039
()キャッシュ・フロー・ヘッジ手段から生じた 剰余金		
当期中の利得（損失）	411	(553)
控除：税効果	488	(316)
	<u>899</u>	<u>(869)</u>
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	(98)	1,075
()為替換算差額	(4,089)	(2,535)
()その他	383	(428)
	<u>(2,237)</u>	<u>93</u>

3.14 コミットメントおよび偶発債務

(a) キャピタル・コミットメント

報告期間の末日現在、当グループのキャピタル・コミットメントは、以下のとおりである。

	2021年6月30日	2020年12月31日
契約済み未引当	47,221	42,797

(b) 与信コミットメント

当グループにはいかなる時でも、信用を供与するという未実行のコミットメントがある。これらのコミットメントは承認済貸出およびクレジットカード限度額未実行部分という形で付与される。

当グループは第三者に対して顧客の履行を保証するために、信用状および財務保証を発行する。

銀行引受手形とは、顧客が振り出した為替手形の支払いを当グループが代わりに引き受けることである。当グループはほとんどの銀行引受手形について、顧客から弁済が行われるのと同時に決済されると予測している。

カテゴリー別の与信コミットメント契約額は、以下のとおりである。貸付コミットメントおよびクレジットカード限度額未実行部分の開示額は、全額が供与されるとする仮定に基づいた額である。銀行引受手形、信用状および保証の額は、取引相手が契約通り履行しなかった場合に報告期間の末日時点で認識されうる潜在的な最大損失額である。

	2021年 6 月30日	2020年12月31日
銀行引受手形	399,816	343,233
発行保証		
—融資保証状	67,067	54,361
—非融資保証状	432,683	446,460
一覧払い信用状	65,791	51,517
期限付き信用状およびその他のコミットメント	137,670	129,015
貸付コミットメント		
—当初の満期が1年未満	81,946	91,410
—当初の満期が1年以上	569,231	547,420
クレジットカード限度額未実行部分	1,106,123	1,021,038
	<u>2,860,327</u>	<u>2,711,454</u>
	2021年 6 月30日	2020年12月31日
与信コミットメントに係る信用リスク加重資産	<u>1,110,298</u>	<u>1,106,377</u>

(c) オペレーティング・リース

報告期間の末日現在、当グループは、特定の航空機および船舶をオペレーティング・リース契約で第三者にリースしており、借手からの解約不能のオペレーティング・リースに関する将来の最低受取リース料総額は以下のとおりである。

	2021年 6 月30日	2020年12月31日
1年以内	15,488	17,218
1年超5年以内	58,356	67,210
5年超	58,656	73,626
合計	<u>132,500</u>	<u>158,054</u>

(d) 訴訟手続

当グループは、通常の業務過程において訴訟に関与している。2021年6月30日現在、当行および／または子会社を相手取った係争中の訴訟および仲裁が多数存在し、その請求金額は合計5,913百万人民元である（2020年12月31日現在：4,928百万人民元）。

経営陣の見解では、当グループは、現在の事実と状況に基づいて発生する可能性があるいかなる損失に対しても十分な引当金を積立てている。これらの訴訟および仲裁の最終的な結果が当グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼすことはない。

(e) 国債の償還義務

中華人民共和国財政部(MOF)の引受代理人として、当行は一部の中国国債を引き受け、一般に販売している。当行には、これらの国債を保有者の任意で満期前に随時償還する義務がある。国債の償還価格は、国債の額面価格に償還日までの経過利息を加えた金額に基づいている。MOFは、これらの中国国債の繰上げ償還の都度には資金供給しないが、満期日には元利を返済する義務がある。当グループが引き受けて販売したが満期が未到来の国債の額面価格を示す償還債務は、2021年6月30日現在77,950百万人民元（2020年12月31日現在：81,112百万人民元）であった。経営陣は、当行によるこれらの中国国債の満期前の償還債務は、重要ではないと予想している。

(f) 引受義務

2021年6月30日現在、当グループは期限満了前の有価証券の引受義務を有していない（2020年12月31日現在：なし）。

3.15 セグメント情報

(a) 事業セグメント

経営管理目的のため、当グループは、社内組織構造、経営上の要件および内部報告制度に基づき、法人金融、個人金融および資金業務の事業セグメントに区分している。

法人金融

法人金融セグメントは、法人、政府機関および金融機関に対する金融商品とサービスの提供を行っている。こうした商品とサービスには、法人向け貸付、貿易金融、預金取扱業務、法人向け資産運用サービス、保管業務および各種法人向け仲介サービス等が含まれる。

個人金融

個人金融セグメントは、個人顧客に対する金融商品とサービスの提供を行っている。こうした商品とサービスには、個人向け貸付、預金取扱業務、カード事業、個人資産運用サービスおよび各種個人向け仲介サービス等が含まれる。

資金業務

資金業務セグメントは、当グループの資金業務を行っている。資金業務には、自己勘定あるいは顧客のためのマネー・マーケット取引、有価証券投資、外国為替取引およびデリバティブのポジションの保有等が含まれる。

その他

当セグメントは、セグメントに直接帰属しないあるいは合理的な基準で配分できない当グループの資産、負債、収益および費用を含んでいる。

経営陣は、資源配分に関する意思決定や業績評価の目的で、当グループの各事業部門の経営成績を個別にモニタリングしている。セグメント情報は、当グループの本中間財務報告の作成および表示のために採用された会計方針に準拠して作成されている。

セグメント間の取引は、主として個別セグメント間の資金の移動である。これらの取引は、平均資金コストを参照して決定される条件に基づいて行われており、各セグメントの業績に反映されている。内部資金振替に係る純受取利息および支払利息は、「内部純受取（支払）利息」としている。第三者に係る純受取利息および支払利息は、「外部純受取（支払）利息」としている。

セグメント別収益、費用、損益、資産および負債は、セグメントに直接帰属する項目だけでなく、合理的な基準で配分できる項目も含んでいる。配分基準は主に資源の占有またはそれに対する寄与に基づいている。法人所得税はグループ全体で管理され、事業セグメントに配分されない。

2021年6月30日に終了した6ヶ月間					
	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
外部純受取利息	142,390	72,344	121,559	—	336,293
内部純受取（支払）利息	10,308	70,280	(80,588)	—	—
純受取手数料等	47,114	28,030	799	—	75,943
その他の純収益（費用）（ ）	6,157	(1,284)	7,119	2,178	14,170
営業収益	205,969	169,370	48,889	2,178	426,406
営業費用	(36,928)	(47,624)	(7,554)	(2,885)	(94,991)
資産に係る減損損失	(96,195)	(24,452)	(3,708)	(192)	(124,547)
営業利益（損失）	72,846	97,294	37,627	(899)	206,868
関連会社および共同支配企業の利益 に対する持分	—	—	—	1,202	1,202
税引前利益	72,846	97,294	37,627	303	208,070
法人所得税					(43,561)
中間純利益					164,509
その他のセグメント情報：					
減価償却費	4,071	5,588	1,066	116	10,841
償却費	588	488	167	38	1,281
資本的支出	5,202	6,965	1,352	158	13,677
2021年6月30日					
	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
セグメント資産	12,175,880	7,989,937	14,726,417	244,050	35,136,284
うち：					
関連会社および共同支配企業への 投資	—	—	—	43,015	43,015
有形固定資産	94,014	129,534	24,756	35,143	283,447
その他の非流動資産（ ）	44,102	21,127	5,363	11,711	82,303
セグメント負債	16,249,456	11,147,902	4,383,160	308,959	32,089,477
その他のセグメント情報：					
与信コミットメント	1,782,322	1,078,005	—	—	2,860,327

（ ）純トレーディング収益（費用）、金融投資に係る純利得およびその他の純営業収益を含む。

（ ）長期未収金、無形資産、のれん、長期繰延費用、使用权資産およびその他の非流動資産を含む。

	2020年6月30日に終了した6ヶ月間				
	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
外部純受取利息	144,725	60,090	115,076	—	319,891
内部純受取（支払）利息	316	77,460	(77,776)	—	—
純受取手数料等	52,823	21,692	1,043	—	75,558
その他の純収益（費用）（ ）	2,909	(2,354)	4,133	2,209	6,897
営業収益	200,773	156,888	42,476	2,209	402,346
営業費用	(39,059)	(38,453)	(7,174)	(3,239)	(87,925)
資産に係る減損損失	(84,101)	(40,312)	(1,001)	(42)	(125,456)
営業利益（損失）	77,613	78,123	34,301	(1,072)	188,965
関連会社および共同支配企業の利益に対する持分	—	—	—	386	386
税引前利益	77,613	78,123	34,301	(686)	189,351
法人所得税					(39,555)
中間純利益					149,796
その他のセグメント情報：					
減価償却費	4,894	3,889	1,277	114	10,174
償却費	625	379	187	7	1,198
資本的支出	10,324	7,989	2,728	229	21,270
2020年12月31日					
	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
セグメント資産	11,339,394	7,454,567	14,366,145	184,952	33,345,058
うち：					
関連会社および共同支配企業への投資	—	—	—	41,206	41,206
有形固定資産	110,846	101,573	37,244	36,616	286,279
その他の非流動資産（ ）	42,553	18,012	6,601	15,357	82,523
セグメント負債	13,766,666	12,167,001	4,391,690	110,186	30,435,543
その他のセグメント情報：					
与信コミットメント	1,716,094	995,360	—	—	2,711,454

（ ）純トレーディング収益（費用）、金融投資に係る純利得およびその他の純営業収益を含む。

（ ）長期未収金、無形資産、のれん、長期繰延費用、使用権資産およびその他の非流動資産を含む。

(b) 所在地別セグメント

当グループは主に中国本土で営業しており、中国本土以外で営業する支店および子会社も有している。地域の区分は以下のとおりである。

中国本土（本店および国内支店）

本店：本店事業部門（本店およびその部局が直接統制する機関を含む）。

長江デルタ：上海、江蘇、浙江および寧波を含む。

珠江デルタ：広東、深圳、福建およびアモイを含む。

環渤海：北京、天津、河北、山東および青島を含む。

華中：山西、河南、湖北、湖南、安徽、江西および海南を含む。

華西：重慶、四川、貴州、雲南、広西、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆、内蒙古およびチベットを含む。

華北・華東：遼寧、黒龍江、吉林および大連を含む。

海外その他

中国本土以外の支店、国内外子会社、ならびに関連会社および共同支配企業への投資

2021年6月30日に終了した6ヶ月間

	中国本土（本店および国内支店）							海外 その他	消去	合計
	本店	長江 デルタ	珠江 デルタ	環渤海	華中	華西	華北・ 華東			
外部純受取利息	129,164	38,894	40,993	12,774	38,008	51,483	6,136	18,841	—	336,293
内部純（支払）受取利息	(95,315)	18,667	5,128	49,900	9,261	6,016	7,258	(915)	—	—
純受取手数料等	21,706	13,469	8,923	11,785	6,305	7,278	1,440	5,905	(868)	75,943
その他の純収益（費用）（ ）	11,746	(2,494)	(1,576)	(1,411)	(908)	(1,787)	(204)	9,986	818	14,170
営業収益	67,301	68,536	53,468	73,048	52,666	62,990	14,630	33,817	(50)	426,406
営業費用	(13,777)	(13,072)	(10,624)	(15,073)	(12,833)	(14,689)	(4,674)	(10,299)	50	(94,991)
資産に係る減損損失	(34,401)	(15,692)	(15,355)	(18,698)	(13,583)	(16,410)	(6,828)	(3,580)	—	(124,547)
営業利益	19,123	39,772	27,489	39,277	26,250	31,891	3,128	19,938	—	206,868
関連会社および共同支配企業 の利益に対する持分	—	—	—	—	—	—	—	1,202	—	1,202
税引前利益	19,123	39,772	27,489	39,277	26,250	31,891	3,128	21,140	—	208,070
法人所得税										(43,561)
中間純利益										164,509
その他のセグメント情報：										
減価償却費	1,605	1,533	1,163	1,749	1,448	1,748	633	962	—	10,841
償却費	251	142	114	178	190	180	75	151	—	1,281
資本的支出	1,028	1,260	772	1,506	1,115	1,234	354	6,408	—	13,677

2021年6月30日

	中国本土（本店および国内支店）							海外 その他	消去	合計
	本店	長江 デルタ	珠江 デルタ	環渤海	華中	華西	華北・ 華東			
地域別資産	10,439,814	7,206,165	5,314,761	5,287,217	3,652,410	4,655,882	1,342,627	4,004,400	(6,841,918)	35,061,358
うち：関連会社および共同支配 企業への投資	—	—	—	—	—	—	—	43,015	—	43,015
有形固定資産	12,501	32,493	12,375	20,713	18,005	22,461	8,729	156,170	—	283,447
その他の非流動資産（ ）	15,048	7,897	5,983	7,515	8,389	9,723	2,716	25,032	—	82,303
未配分資産										74,926
資産合計										35,136,284
地域別負債	7,492,845	8,643,917	5,314,334	7,567,268	3,464,595	4,066,152	1,490,355	827,677	(6,841,918)	32,025,225
未配分負債										64,252
負債合計										32,089,477
その他のセグメント情報：										
与信コミットメント	1,140,567	1,091,108	748,305	909,853	388,113	587,720	173,383	658,110	(2,836,832)	2,860,327

（ ）純トレーディング収益（費用）、金融投資に係る純利得およびその他の純営業収益を含む。

（ ）長期未収金、無形資産、のれん、長期繰延費用、使用権資産およびその他の非流動資産を含む。

2020年6月30日に終了した6ヶ月間

	中国本土（本店および国内支店）							海外 その他	消去	合計
	本店	長江 デルタ	珠江 デルタ	環渤海	華中	華西	華北・ 華東			
外部純受取利息	129,638	35,113	36,622	11,702	34,864	47,253	7,710	16,989	—	319,891
内部純（支払）受取利息	(101,540)	18,796	6,367	53,023	9,531	6,762	6,068	993	—	—
純受取手数料等	20,706	14,579	9,733	9,423	6,542	8,283	1,540	5,593	(841)	75,558
その他の純収益（費用）（ ）	7,025	(2,024)	(853)	(2,821)	(1,094)	(1,444)	292	7,024	792	6,897
営業収益	55,829	66,464	51,869	71,327	49,843	60,854	15,610	30,599	(49)	402,346
営業費用	(10,396)	(12,377)	(10,082)	(14,104)	(12,264)	(13,897)	(4,673)	(10,187)	55	(87,925)
資産に係る減損損失	(25,936)	(21,187)	(14,227)	(20,973)	(16,193)	(17,060)	(4,787)	(5,093)	—	(125,456)
営業利益	19,497	32,900	27,560	36,250	21,386	29,897	6,150	15,319	6	188,965
関連会社および共同支配企業 の利益に対する持分	—	—	—	—	—	—	—	386	—	386
税引前利益	19,497	32,900	27,560	36,250	21,386	29,897	6,150	15,705	6	189,351
法人所得税										(39,555)
中間純利益										149,796
その他のセグメント情報：										
減価償却費	1,030	1,430	1,140	1,711	1,467	1,719	649	1,028	—	10,174
償却費	350	125	103	142	161	157	52	108	—	1,198
資本的支出	1,063	1,671	1,375	3,408	1,382	1,780	587	10,004	—	21,270

2020年12月31日

	中国本土（本店および国内支店）							海外 その他	消去	合計
	本店	長江 デルタ	珠江 デルタ	環渤海	華中	華西	華北・ 華東			
地域別資産	9,665,936	7,183,515	4,935,763	4,994,061	3,334,445	4,249,027	1,246,742	4,024,527	(6,356,671)	33,277,345
うち：関連会社および共同支配 企業への投資	—	—	—	—	—	—	—	41,206	—	41,206
有形固定資産	13,929	32,725	12,791	21,477	18,374	23,164	9,088	154,731	—	286,279
その他の非流動資産（ ）	14,352	7,817	6,065	7,534	8,580	9,950	2,256	25,969	—	82,523
未配分資産										67,713
資産合計										33,345,058
地域別負債	7,250,493	7,840,257	4,886,621	7,507,515	3,203,936	3,811,490	1,360,916	838,331	(6,356,682)	30,342,877
未配分負債										92,666
負債合計										30,435,543
その他のセグメント情報：										
与信コミットメント	1,077,366	999,018	683,005	785,796	371,823	565,802	145,460	675,725	(2,592,541)	2,711,454

（ ）純トレーディング収益（費用）、金融投資に係る純利得およびその他の純営業収益を含む。

（ ）長期未収金、無形資産、のれん、長期繰延費用、使用権資産およびその他の非流動資産を含む。

[前へ](#)

2 【その他】

(1) 後発事象

当該半期末以降に発生した重要事項はない。

(2) 訴訟等

「1 中間財務書類」に掲げる中間財務書類注記3.14(d)を参照のこと。

3 【国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違】

本書記載の財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則とはいくつかの点で相違しており、その主な相違は以下に要約されている。

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社は、類似の状況における同様の取引および他の事象に関し、統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。在外子会社の財務諸表は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正および組替が行われる。また、国際会計基準（以下「IAS」という。）第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、関連会社または共同支配企業が類似の状況における同様の取引および事象に関して、企業とは異なる会計方針を用いている場合には、企業が持分法を適用するために関連会社または共同支配企業の財務諸表を用いる際に、関連会社または共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内子会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針は、原則として統一する。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内関連会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社等に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務諸表作成に用いる親会社およびその子会社の財務諸表は、同じ報告日としなければならない。親会社の報告期間の期末日が子会社と異なる場合、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の財務諸表と同日現在の追加的な財務諸表を作成して、親会社が子会社の財務情報を連結できるようにする。実務上不可能な場合には、親会社は子会社の直近の財務諸表を用いて子会社の財務情報を連結しなければならないが、当該財務諸表の日付と連結財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整する。いかなる場合でも、子会社の財務諸表と連結財務諸表の日付の差異は3か月を超えてはならず、報告期間の長さおよび財務諸表の日付の差異は每期同一でなければならない。

また、関連会社および共同支配企業については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、企業が持分法を適用する際には、関連会社または共同支配企業の直近の利用可能な財務諸表を使用する。企業の報告期間の末日が関連会社または共同支配企業と異なる場合には、関連会社または共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、企業の使用のために、企業の財務諸表と同じ日付で財務諸表を作成する。子会社と同様に、持分法を適用する際に用いる関連会社または共同支配企業の財務諸表を企業と異なる日付で作成する場合には、その日付と企業の財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整を行わなければならない。いかなる場合にも、関連会社または共同支配企業の報告期間の末日と企業の報告期間の末日との差異は3か月以内でなければならない。報告期間の長さとその末日の差異は每期同じでなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引または事象が発生しているときには、必要な修正または注記を行う。

(2) 連結の範囲および持分法の適用範囲

(a) 連結の範囲および持分法の適用範囲

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、支配を有する会社（子会社）に対しては連結、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、投資先に対して共同支配または重要な影響力を有する企業は、関連会社または共同支配企業に対する投資を持分法で会計処理しなければならない。IFRS第10号では、投資者が、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している場合には、投資先を支配していると判定される。IAS第28号では、重要な影響力とは、投資先の財務および営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配または共同支配ではないものと定めている。

また、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」では、「組成された企業」（特別目的事業体と類似の性格を有すると考えられる。）を「誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業」と定義し、組成された企業への関与についての開示要求事項を定めている。組成された企業は、上記IFRS第10号の支配の概念に照らし、投資者が組成された企業を支配していると判定される場合には、連結の範囲に含めることになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資について持分法を適用する。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

(b) 連結の例外

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に従い、親会社が投資企業の定義に該当する場合には、一定の場合を除き子会社を連結してはならず、それに代えて、子会社に対する投資をIFRS第9号「金融商品」に従い純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

なお、投資企業の親会社は、投資企業である子会社を通じて支配している企業を含めて、支配しているすべての企業を連結しなければならない。ただし、親会社自身が投資企業である場合を除く。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に従い、親会社が、財務上または営業上もしくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合には、当該他の企業を子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。

(3) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合ごとに、取得企業は、取得日現在で、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかで測定しなければならない。

(a) 非支配持分の公正価値

(b) 被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、IFRSのように非支配株主持分を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配株主持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産の時価に対する非支配株主の持分で測定される。

(4) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

(a) 重大な判断および仮定（支配、共同支配および重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断および仮定）

(b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動およびキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容および程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容、所有持分の変動）

- (c) 共同支配の取決めおよび関連会社への関与（共同支配の取決めおよび関連会社への関与の内容、程度および財務上の影響、ならびに当該関与に関連したリスク）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容および程度、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

(5) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合に取得法が適用されている（共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業または事業の結合、および事業を構成しない資産または資産グループの取得を除く。）。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

ただし、日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

(a) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付もしくは引渡しまたは返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するかまたは返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに、のれんの修正を行う。

(b) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）

- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、IFRSのように非支配株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

(c) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる。

(6) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」により、金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー上の特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- (a) 償却原価で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (c) 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの： 上記以外の場合。

ただし、企業は、当初認識時に、売買目的保有または企業結合における取得者によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品に対する投資の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプションおよび負債であるデリバティブ等を除く）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS第9号では、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減するなどの一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産および金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のよう
に測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
 - ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
 - ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
 - ・ その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
 - ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（即ち、取得原価または償却原価で測定される）。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券についての取り扱いは、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の適用開始に合わせて削除される。同会計基準等の適用開始以降は、市場価格のない株式等について、取得原価をもって貸借対照表価額とすることが求められる。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
 - ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

(7) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、(1)金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または(2)金融資産を譲渡し、かつ企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを他の当事者に移転した時、もしくは企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、企業は資産に対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡された金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(8) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（例えば、トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(9) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、IFRS第7号「金融商品：開示」に基づき、当該基準の対象となるすべての金融資産および金融負債について以下の開示を行うことが要求されている。

- (a) 企業の財政状態および業績に対する金融商品の重要性
- (b) 企業が当期中および報告期間の末日現在で晒されている金融商品から生じるリスクの内容および程度、ならびに企業の当該リスクの管理方法

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうち市場リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。

(10) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つの階層に分類し、公正価値測定を当該階層別に開示することを求めている。

日本では、2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」およびその適用指針である企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」ならびに関連する基準および適用指針の改正（合わせて「本会計基準等」）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用が求められており、早期適用も認められている。本会計基準等はIFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れている。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めている。なお、本会計基準等は、(1)改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における金融商品および(2)改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産を対象としている。

本会計基準等が公表されるまでは、時価の算定（公正価値測定）について包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められていた。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されていた。また、評価技法に用いるインプットのレベルに基づき時価を分類することは求められていなかった。

(11) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に従い、資産または資金生成単位に減損の兆候が認められ、その資産または資金生成単位の回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値と使用価値（資産または資金生成単位から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。減損損失計上後、一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、償却原価で事後測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で事後測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産に係る損失評価引当金は、その他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積もらなければならない。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入れ）の金額は、減損利得または減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および関連する指針に従い、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの（企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の適用開始以降は、「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの」は「市場価格のない株式等以外のもの」）について時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式（企業会計基準第30号等の適用開始以降は、「市場価格のない株式等」）については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。実質価額とは、通常、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に、所有株式数を乗じた金額とされている。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等の3つに区分し、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権については債権の状況に応じて財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法、破産更生債権等については財務内容評価法と、債権の区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類されている債券についても認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(12) ヘッジ会計

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」において、ヘッジに関する方針の文書化等のヘッジ会計の要件を満たした場合に、以下の3つのヘッジ関係に基づいて会計処理される。

- (a) 公正価値ヘッジ：認識されている資産もしくは負債または未認識の確定約定（あるいはそうした項目の構成要素）の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ対象の特定のリスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに純損益に認識される。ただし、公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品に対する公正価値ヘッジの場合には、ともにその他の包括利益に認識される。
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ：認識されている資産もしくは負債または可能性の非常に高い予定取引の全部または構成要素に係る特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ手段の利得または損失の有効部分はその他の包括利益に直接認識され、非有効部分は純損益に認識される。

- (c) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジ。有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識され、非有効部分については純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、ヘッジ会計の方法は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象（相場変動等による損失の可能性がある資産または負債で、予定取引により発生が見込まれる資産または負債も含まれる）に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、現時点ではその他有価証券のみを適用対象として、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）の適用も認められている。在外営業活動体に対する純投資に対するヘッジに関しては、企業会計審議会公表の「外貨建取引等会計処理基準」および関連する実務指針において、IFRSと概ね同様の会計処理が認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる（なお、合理的に区分できる非有効部分については当期の純損益に計上することができる）。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

(13) 株式交付費

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、株式交付費は、資本からの控除として会計処理される。

日本では、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、株式交付費は、原則として支出時に費用として処理する。ただし、企業規模の拡大のために行う資金調達などの財務活動（組織再編の対価として株式を交付する場合を含む。）に係る株式交付費については、繰延資産に計上することができる。この場合には、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない。

(14) 退職後給付（確定給付制度）

(a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に従い、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）と、給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

(b) 数理計算上の仮定

・割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨では、報告期間の末日時点の当該通貨建の国債の市場利回りを使用しなければならない。また割引率は、每期見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

(c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、連結財務諸表においては、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

(d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

(15) 研究開発費

IFRSでは、IAS第38号「無形資産」に基づき、研究費は発生時に費用計上される。開発費は、一定の基準を満たす場合に、資産に計上され耐用年数にわたり償却される。

日本では、「研究開発費等に係る会計基準」に基づき、研究開発費はすべて発生時に費用として処理しなければならない。

(16) 有形固定資産

(a) 減価償却方法

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映する減価償却方法を使用しなければならない。減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討を行わなければならない。資産の将来の経済的便益の予測消費パターンに大きな変更があり、減価償却方法の変更を行った場合には、会計上の見積りの変更として会計処理する。

日本では、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」および企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準」に基づき、減価償却方法は会計方針に該当するが、その変更については、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として、会計上の見積りの変更と同様に取り扱う（遡及適用は行わない。）。

(b) コンポーネント・アカウンティング

IFRSでは、IAS第16号に従い、有形固定資産項目の取得原価の合計額に対して重要性のある各構成部分に当初認識された金額を配分し、個別に減価償却を行わなければならない。

日本では、有形固定資産の減価償却の単位に関して、特段の規定はない。

(17) 資産に関する政府補助金

IFRSでは、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に従い、資産に関する政府補助金は、以下のいずれかにより処理される。

- (a) 補助金を繰延収益に認識し、資産の耐用年数にわたり規則的に純損益に認識する方法
- (b) 取得原価から補助金を控除し、資産の帳簿価額を算定する方法

日本では、固定資産に関して受け取った国庫補助金および交付金は、受入時に利益として認識される。ただし、企業会計原則等に基づき、対応する資産の取得原価から当該補助金および交付金を直接控除するか、または剰余金処分により積立金に計上し処理することも認められている。

(18) 金融保証契約

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約については、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定した場合、または金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合もしくは継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債に該当する場合を除いて、当初は公正価値で計上し、当初認識後は予想信用損失に対する損失評価引当金の金額と、当初認識額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識された収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方の金額で事後測定することが要求されている。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。

(19) 収益認識

IFRSでは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益を認識することが要求されており、この中心となる原則に従って収益を認識するために、以下の5つのステップを適用する。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

本会計基準の要求事項は顧客と合意され、かつ、所定の要件を満たす契約のそれぞれに適用される。

ステップ2： 契約における履行義務を識別する。

契約は、顧客に財またはサービスを移転する約束を含んでいる。それらの財またはサービスが別個のものである場合には、当該約束が履行義務であり、区分して会計処理される。

ステップ3： 取引価格を算定する。

取引価格とは、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる契約における対価の金額である。取引価格は固定金額の顧客の対価である場合もあるが、変動対価または現金以外の形態の対価を含む場合もある。

ステップ4： 契約における履行義務に取引価格を配分する。

契約において約束した別個の財またはサービスのそれぞれの独立販売価格の比率に基づき、各履行義務に取引価格を配分する。独立販売価格が観察可能でない場合には、当該独立販売価格を見積る。

ステップ5： 履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

約束した財またはサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に、または充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識する。財またはサービスが移転するのは、顧客が当該財またはサービスに対する支配を獲得した時（または獲得するにつれて）である。履行義務は、一時点で充足される場合（顧客に財を移転する約束の場合に一般的）もあれば、一定の期間にわたり充足される場合（顧客にサービスを移転する約束の場合に一般的）もある。

IFRS第15号はまた、契約獲得の増分コストに関する要求事項も含み、本人なのか代理人なのかの検討等に関する適用指針を提供している。

日本では、2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」およびその適用指針である企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（合わせて「本会計基準等」）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用が求められており、早期適用も認められている。本会計基準等は、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、これまで日本で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することを基本的な方針として開発が行われている。

本会計基準等が公表されるまでは、収益認識に関する包括的な会計基準は存在せず、従来より企業会計原則の実現主義の原則に基づき収益を認識するとされている。物品販売については実務上、出荷基準が広く採用されている。また、割賦販売については販売基準以外に回収基準・回収期限到来基準も容認されている。ただし、企業会計基準第29号においては、割賦販売について回収基準・回収期限到来基準を適用することは認められない。

(20) 担保権実行資産

IFRSでは、担保権実行資産は、その資産の内容に応じて該当する基準に従う。なお、IFRS第7号「金融商品：開示」において、報告日現在で保有している担保権実行資産について、獲得した資産の性質および帳簿価額、ならびに容易に換金可能ではない場合に当該資産の処分または事業での使用に関する方針の開示が求められている。

日本では、設定された担保権を実行し取得した資産については、その資産の内容に応じて該当する会計処理に従う。

(21) 繰延税金

(a) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金または繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、収益力、タックス・プランニングおよび将来加算一時差異の解消に基づき、各一時差異の解消のスケジュール等を考慮して、繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められている。収益力に基づく判断に際しては、過去3年間と当期の課税所得等の要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する。

(b) 内部取引の未実現利益の消去に係る税効果

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る税効果は、資産負債法に基づき、一時差異が発生している資産を保有する買手の税率により繰延税金資産を測定する。買手では、未実現利益の消去により発生する将来減算一時差異も含め、すべての将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性を判断する。

日本では、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る一時差異に対しては、例外的に繰延法に基づき売却元の税率を使用する。また、未実現利益の消去に係る一時差異は、売却元の売却年度の課税所得の額を上限とする。

(22) リース取引

IFRSでは、IFRS第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

- (a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS第16号は、期間が12か月超のすべてのリースについて、資産および負債を認識することを借手に要求している（原資産が少額の場合を除く）。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。

借手は、使用権資産をその他の非金融資産(有形固定資産等)と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る利息を認識する。リースから生じる資産および負債は当初現在価値ベースで測定する。この測定には、解約不能なリース料（インフレに連動する料金を含む）が含まれる。また、借手がリースを延長するオプションを行使する、またはリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、オプション期間に行われる支払も含まれる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が、リース取引を、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義している。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引（オペレーティング・リース取引）に区分し、ファイナンス・リース取引について、財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定される。リース資産およびリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。再リースに係るリース料は、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づき、借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、リース料総額に含めない。ファイナンス・リースは、借手の財務諸表に資産計上され、対応するリース債務が負債に計上される。なお、オペレーティング・リース取引、および少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(23) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産、処分グループに含まれる資産および負債、およびこれらに関連してその他の包括利益で認識された収益または費用の累計額を、財政状態計算書上区分して表示することが求められている。売却目的保有に分類した非流動資産（または処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定され、当該資産に係る減価償却は中止される。また、IFRSでは、売却目的保有資産グループや処分された資産グループが非継続事業の条件を満たす場合には、包括利益計算書（または純損益およびその他の包括利益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して報告することも求められている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却または廃棄予定の固定資産は企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」等に従い会計処理されることになる。

(24) 借入コスト

IFRSでは、IAS第23号「借入コスト」に基づき、適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化される。ただし、借入コストが将来、企業に経済的便益をもたらすことが確実であり、かつ、原価が信頼性をもって測定可能である場合に限る。資産化の条件を満たさないそれ以外の借入コストはすべて、発生した期間の費用として認識される。

日本では、借入コストは原則として発生した期間に費用処理しなければならない。ただし、不動産開発事業を行う場合にはJICPA業種別監査研究部会建設業部会・不動産業部会「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」に基づき、また、固定資産を自家建設する場合には「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第三に基づき、一定の要件を満たす場合には借入金の支払利子の資産化が容認されている。

(25) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、ならびに金融負債、金融資産および資本性金融商品の定義に従い、金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。転換社債型新株予約権付社債については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、一括して負債とするか、社債と新株予約権に区分して負債と純資産の部にそれぞれ表示することが定められている。

(26) 損益計算書上の表示

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき、収益または費用のいかなる項目も、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書または注記において、異常項目として表示してはならない。なお、IAS第1号では「営業利益」を定義していないが、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書に営業利益を表示することは認められる。

日本では、企業会計原則および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、損益計算書上、売上総利益、営業利益、経常利益を含む損益の段階別表示を行わなければならない。経常損益計算の結果を受け、特別利益および特別損失を記載することが求められる。

(27) 法人所得税の不確実性

IFRSでは、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、企業は、税務当局が不確実な税務処理（関連する税務当局が税法に基づいてその税務処理を認めるかどうかに関して不確実性がある税務処理）を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと企業が結論を下す場合には、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を、法人所得税申告において使用したかまたは使用を予定している税務処理と整合的に決定しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くないと企業が結論を下す場合には、企業は、不確実性の影響を、関連する課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を決定する際に反映しなければならない。企業は、不確実な税務処理のそれぞれについて、不確実性の影響を、いずれの方法が不確実性の解消をより良く予測すると企業が見込んでいるのかに応じて、最も可能性の高い金額または期待値のいずれかの方法を用いることによって反映しなければならない。

日本では、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」において、過年度の所得等に対する法人税、住民税および事業税等の更正等による追徴および還付の場合の当該追徴税額および還付税額、または、更正等により追徴税額を納付したが当該追徴の内容を不服として法的手段を取る場合の還付税額の認識の閾値が定められている。同基準に基づき、当該追徴税額または当該還付税額を合理的に見積もることができる場合には、誤謬に該当する場合を除き、追徴される可能性が高い場合および還付されることが確実に見込まれる場合に、それぞれ当該追徴税額および還付税額を損益に計上することが求められている。そのため、認識の閾値は、追徴の場合と還付の場合とで異なっている。

第 7 【外国為替相場の推移】

1 【当該半期中における月別為替相場の推移】

月別	2021年 1 月	2021年 2 月	2021年 3 月	2021年 4 月	2021年 5 月	2021年 6 月
最高 (円)	16.15	16.51	16.84	16.90	17.24	17.23
最低 (円)	15.88	16.20	16.45	16.63	16.86	17.04
平均 (円)	16.03	16.35	16.69	16.73	16.99	17.15

単位：1 人民元の円相当額（円 / 人民元）

出典：株式会社三菱UFJ銀行

2 【最近日の為替相場】

17.02円（2021年 9 月10日）

単位：1 人民元の円相当額（円 / 人民元）

出典：2021年 9 月10日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値

第 8 【提出会社の参考情報】

下記のほか、当該半期の開始日（令和 3 年 1 月 1 日）から本半期報告書提出日までの間において、金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は提出していない。

令和 2 年度（令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12月31日）の有価証券報告書および添付書類

令和 3 年 6 月23日関東財務局長に提出

監査公認会計士等の異動にかかる臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 4 ）および添付書類

令和 3 年 7 月 8 日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。